

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

1

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化

提案団体

紫波町、川越市

制度の所管・関係府省

文部科学省、農林水産省

求める措置の具体的内容

教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、短期間での原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為(土木・建設工事等)が行われる場合、早期に教育委員会が試掘調査を実施し、記録保存調査や開発行為の工法等の見直しの要否を確認する必要がある。
また、周知の埋蔵文化財包蔵地でなくとも、文化財が埋蔵している可能性がある土地でも開発計画が増加傾向にあり、埋蔵文化財包蔵地の的確な把握のため、教育委員会が試掘調査を行っている。その他、開発行為は伴わないが土地の鑑定評価や学術調査・分布調査等のため、事前に試掘調査を実施しなければならない事例もある。

しかし、農地で試掘調査を実施するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要であるが、農業委員会等での手続きのため、許可までに1~2ヶ月程度要し、その後の記録保存調査の実施や開発行為等も後ろ倒しとなっている。記録保存調査は、遺跡等の現状保存が不可能な場合に現地を発掘し、痕跡を資料化するものであるが、特に冬季は雪等の影響により実施できないことがあるため、試掘調査の依頼が秋頃にされたとしても、記録保存調査が春以降となり、住宅の建設等が遅れてしまっている事例もある。

以上を踏まえ、試掘調査は地方公共団体が行う一時的なものであり、文化財保護制度の中で実施するものであることから、その後無断で別の目的に転用されることも想定されないことを考慮し、農地法上の一時転用許可の取得を不要とすることを求める。

令和2年度における試掘調査の件数: 13 件

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

迅速な試掘調査の実施により、一層の文化財保護が図られることに加え、土地の有効活用促進につながる。また、土木・建設工事等の期間短縮により地域経済の活性化が見込まれる。

根拠法令等

農地法第4条第1項、第5条第1項、文化財保護法第93条、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日文化庁次長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、須賀川市、佐倉市、柏市、小田原市、長野県、田原市、枚方市、羽曳野市、広島市、山口県、大村市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

農地で埋蔵文化財包蔵地把握のための試掘を行う場合であっても、当該農地の周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかや、試掘後に当該農地が確実に原状復旧されることが担保されているかどうか等については、あらかじめ確認しておく必要があると考えている。
ただし、これら必要事項の確認が、農地の一時転用許可手続きではなく他の代替措置により行うことが可能かどうかについては、今後検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

埋蔵文化財の試掘調査については一時転用許可を不要とするという理解でよいか。その場合、速やかに措置することとし、その時期について御教示いただきたい。
また「他の代替措置」とは、具体的にどのようなものを想定しているか御教示いただきたい。
本提案の主旨は公共的かつ短期間で原状復旧される試掘調査実施の迅速化であり、当該手続きの簡素化と期間短縮が必須であることをお含み置きいただいたうえで検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
【全国町村会】
提案団体等の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、試掘調査の実施による周辺農地への悪影響等がないことを確認した上で一時転用許可を不要とすることを念頭に必要な措置を検討するとの説明があったが、関係省庁間で農地への影響を速やかに確認し、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。
○農地の一時転用許可を不要とした場合の代替措置について、その可否を含め、地方公共団体の負担とならないよう検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

現在、文化庁及び内閣府地方分権改革推進室と調整の上で、埋蔵文化財の試掘調査の実態や、これまでに周辺の営農に支障が生じた事例の有無について、調査を行っているところである。本調査結果によって、周辺農地への支障を生じるような問題が生じていないのであれば、一時転用許可を不要としてよいと考えている。
また、第1次回答でお答えした「他の代替措置」についても、上記の調査結果により必要性を含め判断することとするが、仮に代替措置を必要とする場合でも、ご提案の趣旨を踏まえ、極力軽易なものにしたいと考えている。
許可不要とする場合は省令の改正を予定しており、その改正時期は令和3年度末を予定している。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】
(6)文化財保護法(昭25法214)及び農地法(昭27法229)
地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、令和3年度中に省令を改正し、農地転用許可(農地法4条1項及び5条1項)を不要とする。

(関係府省:文部科学省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

2

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

ファイナンスリース方式等の PPP 手法による事業に対する国の補助金等の適用

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、農林水産省

求める措置の具体的内容

農林水産省が所管する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」及び文部科学省が所管する「公立学校施設費国庫負担金」、「学校施設環境改善交付金」について、地方公共団体が資産を保有しないファイナンスリース方式等の PPP 手法による事業に対する適用を求める。

具体的な支障事例

我が国においては、厳しい財政状況の中、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化することが予想されており、長期的な視点を持って、統廃合・再配置などを効率的・計画的に行うことが求められている。このような状況の中、地方公共団体が地域の実情に合わせ、公共施設を最後まで保有することなく公共サービスを提供する「公共施設の非保有手法」は、将来的な維持の負担も含め、有効な手法の一つであると考えられる。当市では、このたび、卸売市場の整備に際し、市有地を民間に事業用定期借地として貸付け、そこに民間が市場を建設し、それを市にリースする方式をとることにした。また、今後、公立学校施設の整備にあたっては、同方式を活用する事業を検討中である。

しかしながら、これらの施設についてファイナンスリース方式等の公共施設の非保有手法による施設整備にあたっては、市が施設を保有する場合と異なり、設計や整備に係る補助金等が適用されないものが大半であるため、イニシャルコストの増大につながり、当該手法の検討が進まない。

近年推奨されている公共施設マネジメントの観点からも、人口減少が止まらず、公共施設への需要が変化し得る中で、多様な施設整備手法を促す補助金制度となることが望ましいと考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に合わせ、次の点など、ヒト・モノ・カネの最適化・最大活用が図られるようになることを考える。

・ファイナンスリースの場合、地方公共団体等が施設を直接所有しないため、事業期間終了時に施設が不要となった場合は、手放すことが容易となる。

（人口増等による一時的な需要の増加に弾力的に対応することが可能）

・施設を民間事業者が保有するため、固定資産税等の税金を見込むことが可能となる。

・維持管理等の窓口がリース事業者に集約されるため、契約業務の事務負担の軽減が期待できる。

根拠法令等

ファイナンスリース方式への補助金の適用を規制している特段の規定等の存在は認められないが、本提案のように、施設整備への補助の前提として地方公共団体が当該施設を保有することが条件となっているものがある。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、柏市、川崎市、富山県、豊田市、西尾市、熊本市、宮崎県

○学校空調PFI事業は市保有方式を採用している。

○本市においては、ランニングコストを含む費用負担の軽減や平準化、維持管理事務の軽減、緊急時の柔軟な対応などの観点から、市有施設整備の一部にリース方式を導入している。

本市における支障事例として、教室不足が予測される学校において、児童生徒数の増加に対応するためにリース校舎を増設したが、「公立学校施設費国庫負担金」を活用できなかった事例や、中学校体育館の空調設備導入の際、リース方式を採用したため、「学校施設環境改善交付金」を活用できなかった事例がある。

ファイナンスリース方式での施設整備も補助制度の対象とすることで、市有施設における整備手法の選択肢が広がる。

各府省からの第1次回答

強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金は、いずれも、財政法第4条ただし書に基づく建設公債の発行対象経費である。公債は、将来の国民が納める税金により償還されることから、公債の発行により調達した資金を投入したことによる成果は、将来の国民も享受できるものであるべきとの考えに基づき、建設公債の発行対象経費は「公の資産」の形成に資する事業に要する費用に限定されている。

リース方式により施設を整備した場合、地方公共団体は当該施設の所有権を有さず、リース期間が終了すれば当該施設を使用する権原を失うことになるとともに、リース方式による施設整備に係る費用は、その性質が維持管理費や手数料等の経費も含む賃借料であって、「公の資産」の形成に資するとは言えない。

従って、リース方式による卸売市場の整備及び公立学校施設の整備に要する費用を、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の対象とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

リース方式による施設整備に要する費用が、「公の資産」の形成に資することにはならないため、当該負担金及び交付金の対象としていないとのことであるが、国庫補助については、年々、PPP事業まで対象範囲を広げるものが増加している中、単に補助対象のメニューに追加するのではなく、今回の提案のように、PPP事業の特性に即した内容に見直しがなされていないことが課題であるとする。公共施設の運営方法が非保有手法など時代のニーズにより多様化する中で、地域の実情に即した公共施設の運営を支援するため、PPPの事業スキームに対応した補助金とするよう、補助対象の見直しに向けて前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金は、いずれも、財政法第4条ただし書に基づく建設公債の発行対象経費である。公債は、将来の国民が納める税金により償還されることから、公債の発行により調達した資金を投入したことによる成果は、将来の国民も享受できるものであるべきとの考えに基づき、建設公債の発行対象経費は「公の資産」の形成に資する事業に要する費用に限定されている。

リース方式により施設を整備した場合、地方公共団体は当該施設の所有権を有さず、リース期間が終了すれば当該施設を使用する権原を失うことになるとともに、リース方式による施設整備に係る費用は、その性質が維持管理費や手数料等の経費も含む賃借料であって、「公の資産」の形成に資するとは言えない。

従って、リース方式による卸売市場の整備及び公立学校施設の整備に要する費用を、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の対象とすることは困難である。

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」による卸売市場の整備においては、地方自治体が資産を保有しないPFI法に基づくBOO方式により既に補助対象としているところなので、非保有方式による整備の場合には活用を御検討いただきたい。

少子高齢化・人口減少といった人口動態等を踏まえた今後の公立学校施設の在り方については、中央教育審議会の答申(令和3年1月)や、当該答申も踏まえた、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の中間報告(令和3年8月)において、他の公共施設との複合化・共用化など、計画的・効率的な施設整備を進める必要性等が指摘されており、こうした状況も踏まえ、文部科学省としては、具体的な方策について検討を進めてまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】

(24)強い農業・担い手づくり総合支援交付金

食品流通拠点施設整備については、BOO方式による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であること等を、改めて地方公共団体に令和3年度中に周知する。

(関係府省:内閣府)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

9

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

森林の土地の所有者届出制度に係る申請方法の見直し

提案団体

福井市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

「森林の土地の所有者となった旨の届出」の市町村への提出について、Excel 等の電子データによる提出を可能な限り早期に可能としてほしい。
また、届出の様式を林地台帳へ転記しやすいものとしてほしい。

具体的な支障事例

森林の土地の所有者となった旨の届出が書面により提出されることにより、市町村における事務負担が大きい。具体的には、申請書の修正を依頼した際に、書面では再提出までに時間がかかってしまうことや、林地台帳への転記を手入力で行うことによる事務負担が生じている。(当市の令和2年度届出実績:125件 2,150筆、届出人への対応、確認及び転記作業に1件あたり約3時間の事務が発生)
林野庁通知「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」(平成24年10月16日付け24林整計第123号)では、「証明書類の書面が必要」「郵送による提出」「記名押印(自署の場合は省略可)」などの記載があり、書面での提出を想定した取扱いとなっている。
令和3年5月に公表された行政手続等の棚卸(令和2年度調査)では、「令和4年末まで」に「eメールでの提出を認める」とされているところであるが、市町村の事務負担を考慮し、できる限り早期に実現するとともに、届出の記載内容を林地台帳に転記しやすいように、届出様式を林地台帳の様式と合わせ、そのファイル形式をExcelとしてほしい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

森林の土地の所有者となった旨の届出の電子データ化により、市町村職員の事務的負担が軽減され、行政事務の効率化が図られる。

根拠法令等

森林法第10条の7の2
森林法施行規則第106条
昭和37年農林水産省告示第851号
「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」(平成24年10月16日付け24林整計第123号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、千葉市、川崎市、新潟県、長野県、豊橋市、京都市、兵庫県、高松市、宮崎県

○当市では、多い月で10件ほど届出があり、一定の事務負担が生じている。
○当県内においても届出数が多い市では年間180件ほど受け付けており、林地台帳の修正が転記により容易になるのは林地台帳の精度を高めるためにも重要である。

各府省からの第1次回答

森林の土地の所有者届出については、現時点においても、関係法令(「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(平成14年法律第151号)、「農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」(平成15年農林水産省令第21号))に基づき、情報通信技術を利用できることとなっており、書面によらずとも電子データで受け取ることが可能である。
このため、eメールでの提出が可能であることについて、「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」(平成24年10月16日付け24林整計第123号林野庁計画課長通知)を令和3年10月までに改正し記載する予定。
また、森林の土地の所有者届出の様式はエクセルの形式によるものでも構わない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

意見なし

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、提案の実現に向け対応を行う予定である。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】
(8)森林法(昭26法249)
(i)森林の土地の所有者となった旨の届出(10条の7の2第1項)については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。
[措置済み(令和3年10月28日付け林野庁計画課長通知)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和

提案団体

安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないという要件を引き下げるとともに、例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和することを求める。

具体的な支障事例

農業委員会等に関する法律第8条第5項は、原則として、認定農業者等が農業委員会の委員の過半数を占めなければならないという要件を定めている。ただし、「区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合」は、「認定農業者が少ない場合」として、例外的に当該要件を満たさないことができるが、当市の場合にはこれに該当しない。

このため、当市では農業委員会の定数14人中8人を認定農業者としなければならないが、8人の認定農業者を選定し、任命することに苦慮している。

任命に苦慮する原因は、現役の認定農業者は、地元の農用地利用改善組合の組合長など、地域の農業団体の役職を務めている者が多く、常日頃本業で忙しいことにある。特に、農繁期の農業委員会業務は負担が大きいため、委員に立候補する認定農業者はほとんどおらず、任命を打診しても多忙を理由に断られることがある。現在は、地元農協や管理組合等からの推薦により、やむを得ず承し就任してもらっているのが実態である。一方、経営移譲をした認定農業者の親である元認定農業者は、認定農業者よりも地域の農政に対する知見が豊富である場合が多く、実際に認定農業者等からは、「認定農業者の親であれば支障なく農業委員としての業務ができる」という意見が多い。

こうした元認定農業者や認定農業者の配偶者等は比較的時間的な余裕もあるので、委員に就任しやすく、農業委員会の活動にも専念することが可能と考えられるが、これらの者は同法第8条第5項各号の者ではないため、委員に就任いただくことができない。委員の過半数に認定農業者を任命することとされている趣旨は「農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映させること」であるが、元認定農業者や認定農業者の家族が委員になった場合でも、その趣旨を十分に全うすることは可能であると考えられる。

なお、平成27年の法令改正時から、当市では、認定農業者等の過半数要件を満たすことに苦慮しており、当該改正の5年後見直しにあたり令和3年5月に全国農業会議所から行われたアンケートでも、当市としては、経営が多忙等のため認定農業者に就任を断られると考えられるため、「過半数」の要件が厳しいと回答しているところである。

また、一般的に、世帯主である男性が農業経営改善計画の認定を受けるが、その家族である配偶者等についても、農業に関与している場合が多い。さらに現行制度では女性の意見が農業委員会の運営に反映させにくいという問題もあると考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各市町村の農業事情に応じて委員を選任できる可能性が広がるため、地域によっては、農業に積極的に取り組

んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映させることが一層できるようになる。また、女性の登用が進みやすくなることにより、女性の視点からの意見が農政に反映される。

根拠法令等

農業委員会等に関する法律第8条第5項、同法施行規則第2条第1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、上山市、須賀川市、川崎市、下呂市、田原市、滋賀県、広島市、鹿児島市

○当市は令和2年7月の改選においては、農業委員の過半数以上が認定農業者となり、現状は要件を満たしている。

しかしながら、認定農業者の多くは現役で農業に取り組んでおり本業が忙しい上に、農業関係の役員等を兼務している。多忙を理由に断られ、任命には大変苦慮しているのが実態である。

○認定農業者の配偶者まで要件を緩和するなど、女性農業委員の登用に向けて推薦範囲が広げられるよう制度的に緩和することが望まれる。

○当市では、地域からの推薦により選出される委員がほとんどであり、その方々が認定農業者とは限らないため、過半の要件を満たさなくなる可能性がある。その場合に煩雑な事務手続きが必要となるため。

○当農業委員会では令和5年度に農業委員の改選の予定がある中、委員定数が削減となることがほぼ確実である。

一方、女性農業委員の割合の増加（目標 30%）について常に求められているところ、提案内容にあるとおり認定農業者は男性が登録され、その配偶者である妻は認定農業者でないケースが多く見られる。

本提案が実現すれば、女性委員の登用が進みやすくなることが想定されるため、追加共同提案団体として参画したい。

※当市の現状

女性農業委員は5名おり、そのうち3名が農業者であるが認定農業者ではない。（残り2名は中立委員）

○当市では、農業委員の任命の際は主に地区会等から推薦をいただいているが、応募段階では認定農業者過半要件を満たさず、基準を満たす農業者から農業経営改善計画の認定を受けてもらい、なんとか認定農業者過半要件を満たしている状況である。

国の第5次男女共同参画基本計画では、女性農業委員の登用率を2025年までに20%とする目標が定められており、当市において女性登用率20%を満たすためには定数16人のうち女性委員4人とする必要がある。一般的に世帯主である男性が認定農業者となる場合が多いため女性の認定農業者は非常に少数であり、女性委員4人と中立委員1人が認定農業者でないとすると、その他11人中9人が認定農業者である必要があり、現状においては認定農業者過半要件と女性委員登用率20%の両立は非常に困難である。

○地区によって認定農業者の人数に差があるため、地区割で委員の選定を行う際に苦慮している。

○当市においても、現在の農業委員の平均年齢は68歳と高齢であることから、今後の農業委員選任時に提案市と同様の支障が生じることが予想される。また、制度改革による効果の欄に記載がある農業委員の「女性の登用が進みやすくなる」という効果も期待できると考える。

○当市では、農業委員の定数17名に対して認定農業者は1名しかいないため、認定農業者が過半数を占めなければならないという要件はあてはまらないが総じて認定農業者は多忙であることから任命には苦慮する一面がある。

各府省からの第1次回答

農業委員会法においては、担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるようにするため、原則として、農業委員会の委員定数の過半を認定農業者が占めなければならないとしている。

一方、農業委員会の区域内の認定農業者が少ない場合には、認定農業者の親族を認定農業者に準ずる者として加えることができる等の例外措置を講じている。

現行制度については、上記のような弾力的な措置を講じているところであるが、関係者の意見等を踏まえ、例外措置の在り方を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

農業委員の任命にあたっては、原則である「認定農業者等が農業委員の定数の過半を占めること」を満たすために、当市に限らず、共同提案団体など多くの農業委員会が任命に苦慮している状況であります。現行制度においても、一定の要件を満たした「認定農業者が少ない場合」の例外措置があることは承知していますが、以下の理由から、要件の緩和にあたっては、原則である法律改正による抜本的な見直しを求めます。

①全国農業会議所が令和2年10月に全国の農業委員会を対象に実施したアンケート結果では、多くの農業委員会が過半数要件の緩和(1,701委員会中993委員会(58%))や認定農業者とみなす者の本則化(1,701委員会中547委員会(32%))を求めていること

②元認定農業者、認定農業者の家族や、国・地方の計画に位置付けられた農業者、指導農業士、基本構想水準到達者等については、例外での実績も踏まえれば、原則の場合でも、地域の農業に知見を有するという観点からは、委員資格を有することとしても特段問題ないと考えられること

③食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)において、担い手は、認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者となることが見込まれる集落営農、市町村基本構想の水準到達者とされているほか、日本再興戦略に掲げられているKPI(「今後10年間(2023年まで)で全農地面積の8割が担い手によって利用される」)の担い手は、認定農業者、市町村基本構想の水準到達者、集落営農とされていること

④認定農業者の多数が男性(当市の場合、認定農業者145名中、男性142名、女性3名)であることから、原則である法第8条第5項の規定は女性委員の登用が進まない一因となっていると考えられること

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止もしくは条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○他の行政委員会に比べても、地方公共団体の組織にもかかわらず、委員の資格要件に関し過度な規制ではないか。

○食料・農業・農村基本計画等において、「担い手」は、認定農業者に加え、認定新規就農者、基本構想水準到達者等とされており、また、認定農業者の農業経営に参画する親族等についても農業に関する知見は遜色ないことから、これらの者を例外ではなく原則として農業委員の資格を有することとすべきではないか。農業委員会に反映すべき「担い手」の意見を認定農業者の意見に限定する必要はないのではないか。

○全国農業会議所の調査でも、認定農業者が多忙であることなどから多くの農業委員会が原則の見直しを求めており、また、年齢層の高い男性が多数を占める認定農業者を過半数とする現行の原則では青年・女性農業委員の登用が進みにくいことも踏まえ、原則の見直しを2次ヒアリングまでに積極的に検討し、見直しの方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

食料・農業・農村基本法第21条においては、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農民生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、農業経営の規模拡大等の施策を講ずることとされている。効率的かつ安定的な農業経営とは、他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を確保する経営であり、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善計画に関し市町村の認定を受けた認定農業者が該当する。

これらの点を踏まえ、農業委員会において、担い手たる認定農業者の意見を的確に反映した形で、農地の貸借等に係る許可等の業務運営を行うよう、農業委員会の委員定数の過半を認定農業者が占めなければならないとしている。

一方、農業委員会の区域内の認定農業者が少ない場合には、認定農業者の親族を認定農業者に準ずる者として加えることができる等の例外措置を講じている。

現行制度については、現場の実態を踏まえ弾力的な措置を講ずる考えであるが、その検討に当たり、改めて、現場の実態を把握してまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(7)農業委員会等に関する法律(昭26法88)

農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件(8条5項)については、令和3年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きの簡素化

提案団体

福島県、茨城県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

補正予算等で措置された農業農村整備事業(翌債)に係る事故繰越しの事務手続きについて、簡素化を求める。

具体的な支障事例

令和2年度も大型の第3次補正予算が成立したが、予算の成立時期が遅いため、当県としては当該年度及び翌年度で執行(翌債)できることを見込んだ上で予算編成を行ってはいるものの、入札不調などにより工期が確保できず、事故繰越しせざるを得ないケースがある。

特に当県の場合、農業農村整備事業に関して、土質や湧き水など当初想定しえない現場条件が着手後明らかになり工事期間に不測の日数を要するケースや、予算編成後に広域的に被害をもたらす突発的な災害(豪雨など)が発生し、建設業者が災害復旧事業を受注した結果、建設業者の確保が困難となり、工期が遅延するケースなどが生じている。

こうしたケースでは、当県に帰責事由があるとはいえないにもかかわらず、特に補正予算の成立時期が遅い場合には、執行が間に合わず、事故繰越しが発生してしまう。令和元年度分の事故繰越額としては、予算額の約4分の1を占めており、令和2年度分については、予算額の約半分が事故繰越しせざるを得ない可能性があると思込んでいる。

事故繰越しの承認を受けるにあたっては、財務局から13種類の書類の提出が求められており、特に「事故が避け難いことを疎明する資料」や「工程表」等の作成に労力を要し、事務量が膨大となることから、添付書類の省略など簡略化を望む。

なお、翌債承認に加え、災害復旧・復興事業の事故繰越しについては簡略化されているところであり、年度末の補正予算による補助事業のように事故繰越しの可能性が高いものについても、災害復旧・復興事業と同様の事故繰越し手続の簡略化を求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

時間のかかる書類作成や整理を減らすことができれば、行政の負担軽減も見込まれるとともに、事業の円滑な進行により、農業農村地域の基盤整備に資する。

根拠法令等

財政法第42条、第43条
繰越ガイドブック

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

四日市市、滋賀県、大阪府、大分県、宮崎県、延岡市

○令和2年度の国の3次補正予算は2月県議会で補正を計上したが、成立時期からほとんどを未契約による繰越をせざるを得ない状況である。契約後に生じる自然災害等による不可抗力等により、令和3年度末までの繰越工期の延期（事故繰越）を余儀なくされるケースが想定される。地域のニーズにこたえるための農業農村整備事業の円滑な執行のためには、事故繰越は必要であるが、事務手続が膨大であり、当県においても同様の支障が生じている。近年の状況は下記のとおりであるが、令和2年度予算については、予断を許さない状況である。

事故繰越発生状況

令和元年度予算：1件

平成30年度予算：1件

○国では経済対策に伴う補正予算は令和3年度当初予算と併せて15か月予算として打ち出しているが、現場着手後、想定外の出来事により工事期間に不測の日数を要するケースが多く繰越をせざるを得ない場合もある。しかしながら、事故繰越の手続きは書類の数も多く事務量が膨大となっていることから、添付書類の簡略化を望む。

○当県の農業農村整備事業も、令和3年度の実質予算の約5割を補正予算が占める状況である。近年、幸いにも事故繰越が発生した事例はないものの、提案県と同様、不調不落が増加傾向にあり、また想定し得ない案件が発生する可能性も否めないことから事故繰越が発生する可能性が否定できない。

○当県では、災害や公共工事の集中を起因とした入札不調等の避けがたい事由による事故繰越が例年発生しており、今年度は大型補正と災害復旧工事の本格稼働により、例年以上の事故繰越の発生が想定される。災害復旧以外の事故繰越の承認申請にあたっては、原則事故繰越する地区ごとに、繰越調書、理由書、工程表、経緯書その他財務局が指定する書類を作成する必要があるが、これらの書類の作成に労力を要し、事務量が膨大となるほか、膨大な資料を審査する財務局の審査事務も負担となると思われるため、提出書類の省略などの事故繰越手続きの簡略化を希望する。

各府省からの第1次回答

農業農村整備事業においては、営農に支障をきたさぬよう、かんがい期（一般的に4月～9月）をはずして事業を実施しなければならないこと、また、近年の異常気象（豪雨、台風、地震など）により予算繰越しの件数が増加傾向にあることから、今回の要望を踏まえ、関係省と調整し、必要な対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

農業農村整備事業の特色をご理解いただき、事業執行を円滑に進めるためにも、関係省間での調整・検討を早急に行い、重複する内容の書類の省略を認めるなど、事故繰越手続の簡素化について、令和2年度補正にかかる事故繰越手続から導入していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご提案の事故繰越しにかかる事務手続については、現状において重複する内容の書類は求めているものと思料する。

なお、本来個別具体的な説明を求めるべきところ、審査表や工程表などの申請書類作成では記載例を示すなどして事務負担の軽減を図ってきており、現在の提出資料及び記載事項は繰越承認行為における必要最低限な情報であると考えられる。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(15)食料・農業・農村基本法(平11法106)

農業農村整備事業において、財政法(昭22法34)42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に令和3年度中に通知する。

(関係府省:財務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

25

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化

提案団体

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化(補助申請時の計画書の記載を市町村等の事業主体単位とするとともに、個別地区は一覧表として申請書類に添付すること等)を求める。

具体的な支障事例

農地等災害復旧事業については、補助金交付を受けようとする都道府県は、災害査定時に農林水産大臣に対し、「災害復旧事業計画概要書」及び「災害復旧事業補助計画概要書」(以下「計画概要書」)を地区ごとに提出して事業内容及び事業費の承認を受けており、また、工事発注時の単価変更等により事業費が変更する場合にも、その都度、変更承認を受けている。

その上で、毎年度、補助金の申請を行う際には、改めて「災害復旧事業計画書」及び「災害復旧事業補助計画書」(以下「補助計画書」という)を作成し添付する必要があるが、これらにも「地区単位」ごとに事業費等を記載する必要があるため、特に大災害の発生した際は、地区数に応じて膨大な量の記載が求められている。また、補助金交付内示から交付申請の締切までの期間が数日程度しかなく、県及び市町村等の事業主体は、極めて短期間に膨大な事務手続を行っており、対応に苦慮している。

なお、当県においては、令和元年東日本台風により被災した農地・農業用施設に係る補助金の申請について、令和2年度の場合は、「補助計画書」に約 1,300 地区分を地区ごとに記載する必要があった。事業主体の数は 46 であったため、事業主体ごとに「補助計画書」に記載すればよいこととなった場合は、大幅に負担が軽減される。

このため、事前に地区ごとの「計画概要書」を提出し、変更がある場合には変更承認を受けていることを踏まえ、補助金申請時に提出する「補助計画書」の記載を地区単位から事業主体単位に変更し、地区ごとの記載を省略することを求めたい。なお、必要があれば、個別地区ごとの申請年度の要求事業費の一覧等を添付することとした。

また、「補助計画書」に「前年度までの配分事業費」、「当該年の要求事業費」及び「翌年度以降の残事業費」を全て記載することは大変負担であるため、「前年度までの配分事業費」欄の削除など、幅広く様式の簡素化を求めたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「補助計画書」の記載を地区単位から事業主体単位とすること等により、申請事務に係る負担が軽減され、事務の効率化に繋がる。

根拠法令等

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第1条の4、第3条、第6条、第7条

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第7条、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件で定める様式

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、富山県、佐久市、四日市市、京都市、大阪府、大分県、延岡市

○当県においても、平成20年災害の際に、該当市の1市に502箇所分記載する事例があるなど、大規模な災害が発生した際には記載する地区数が膨大となる事例はある。
○補助金交付申請事務の簡素化を求めるとともに、大規模災害が発生した際には、膨大な地区数に対して、複数年に分けて予算配分を受けることから、事業実施主体の市町村において確実な予算管理、進捗管理が可能となるシステム構築を求める。

各府省からの第1次回答

近年、災害が激甚化していることなどを踏まえ、事業実施主体である地方公共団体等の事務負担軽減を図ることが必要であると認識している。
災害復旧事業の国庫補助を行う上では、各地区の事業管理や予算配分において、年度ごとに適正な交付額となっているかを確認する必要がある、「事業費」や「前年度までの配分事業費」などの記載内容を省略することはできないと考えているが、事務負担が軽減されるよう記載の方法などについて検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

補助金申請書類の簡素化について、検討いただけることに感謝する。
その上で、当県としても年度ごとに適正な交付額となっているかを確認する必要があるということは理解しているが、確認方法については「補助計画書」によらず、個別地区については別途一覧表を添付するなど、事務の簡素化につながる代替方法はないものか。
また、具体的に事務負担が軽減されるような記載方法や事務負担軽減の方策が示される時期について御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

具体的に事務負担が軽減されるような記載方法について、現行では都道府県が提出する「補助計画書」に個別地区ごとに事業費等を記載しているが、簡素化の1つの方法として、事業主体ごと等の記載とした上で、各自治体で作成している一覧表（「補助計画書」の事項が地区ごとに記載されたもの）があれば、その添付をもって申請書類とすることが可能か検討しているところ。
なお、事務負担軽減の方策を示す時期については、今後、関係部署と調整を行った上で、その結果を踏まえ、令和3年度中を想定している。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】
(5)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)
農地等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、災害復旧事業補助計画書(施行令7条)の地区及び箇所ごとの記載を地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とするなど、運用の改善を図る。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

森林経営計画制度と保安林制度の整合性の確保

提案団体

福島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

市町村が認定した森林経営計画と保安林における皆伐による立木伐採の都道府県許可との間で整合性を制度的に確保することを求める。

具体的には、市町村が認定した森林経営計画に記載された保安林での皆伐による立木の伐採については、都道府県知事の許可を不要とする仕組みや、都道府県知事が許可すべき皆伐面積の限度の算出に反映させる仕組みの構築などを求めるもの。

具体的な支障事例

平成24年に森林経営計画制度が開始されたが、保安林での皆伐による伐採の許可の基準との整合性をとる仕組みが構築されていない。

このため、市町村長の認定を受けた森林経営計画に基づく保安林での皆伐にもかかわらず、皆伐限度面積が支障となり、都道府県知事が伐採の許可を行うことができないという事態が発生している。

具体的には、市町村の認定を受けた5年間の森林経営計画では、ある年度に10haの保安林の皆伐が計画されていたが、森林法施行令に基づき算定されるその地区の当該年度の皆伐限度面積が8haとなったこと、また既に他者から4haの申請がなされていたことから、結果的に4haしか許可ができないという事例があった。

森林経営計画では年度毎に伐採面積等を決定し、伐採計画を策定しているが、計画的な伐採を行えなくなることは森林経営計画の認定を受けた所有者等の経営に支障をきたすことになる。森林経営計画内での伐採量の流用ルールは認められているものの森林経営計画の認定を受けた所有者等から、森林経営計画制度と保安林制度との整合性がとれていないことや経営への影響を指摘された場合、市町村や都道府県の関係者が当該所有者等から理解を得ることは困難である。

また、市町村の認定を受けているにもかかわらず、保安林での伐採について、その都度改めて都道府県知事の許可が必要となることから、都道府県及び森林所有者等の負担となっている。

森林経営計画制度は、長期的な観点から森林を計画的に管理し、効率的な施業と保護を通じ、森林法の目的にある森林の保続培養と国土の保全を両立させる、森林の持つ多面的機能を十分に発揮することを目的とした制度であり、皆伐限度面積による計画の中断を防ぎ、本来の制度の趣旨を十分に発揮するためにも、保安林制度との整合性を早期に図ることが必要である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

森林経営計画により認定された保安林での皆伐による伐採について、その都度伐採許可を要しなくなれば、都道府県の事務負担軽減及び森林所有者等の負担軽減に資する。

また、戦後造林された人工林の6割が利用期を迎え、持続可能な開発目標(SDGs)への関心も高まりをみせる中、保安林においても林業の持続的かつ健全な発展と適切な更新が実施されることは、保安林機能の効果を高めることにもつながるものとなる。

根拠法令等

森林法第 11 条、第 34 条第 1 項、
森林法施行令第 4 条の 2、別表第 2 の第 2 号(1)イ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、川崎市、高松市、熊本市

○現在、当市で森林経営計画を作成し、森林整備を行っているのは、当市が自ら作成した計画 1 件のみであるが、今後、森林経営管理制度等による民有林管理を進めるにあたり、同様の問題が生じる恐れがある。

各府省からの第 1 次回答

保安林制度は、水源かん養や災害防備等の公共目的の達成に必要な森林を、保安林として指定する制度であり、伐採年度毎に皆伐できる限度面積等を受益の対象が同一である保安林又はその集団を単位として定め、その単位は一市町村を越えた広域にわたっている。

一方、森林経営計画は、面的なまとまりを持って効率的かつ持続的な経営管理を実現し、森林の有する多面的機能を十全に発揮することを目的としており、森林所有者等がその所有森林等を単位として策定し、市町村森林整備計画との適合や森林資源の保続のための主伐伐採量の上限等を認定要件として、市町村長の認定を受けるものである。

このように、両制度の目的や基準が異なるため、森林経営計画の内容に保安林の伐採制限を合わせることは適当ではなく、また、保安林では都道府県知事により、一市町村を越えた単位での伐採総量の調整等を行う必要があり、都度の申請及び許可を要することについて御理解いただきたい。

なお、保安林では森林所有者に一定の制限を課す代わりに、各種優遇措置を設けて森林を整備・保全しており、当該措置との関係も考慮して、森林経営計画の内容について検討いただくことが適当と考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

両制度の目的や基準が異なることは理解しており、本提案は、森林経営計画に基づく伐採において、保安林制度の皆伐限度面積を超える伐採可能量の確保を求めるもの、また、森林経営計画の認定要件である主伐伐採量の上限と保安林の限度面積を一致させることを求めるものでもありません。

予め認定されていた森林経営計画に基づく伐採が、その他の伐採の先行許可により保安林の皆伐限度面積を超えたため、計画通りに実施できなかったことから、特に計画に基づく伐採を優先的に確保し整合を図る点について運用の改善を引き続き求めます。

人工林の 6 割が利用期を迎える中、同様に保安林においても適期の対象年齢が増加しており、質的・構造的に改善を図るためにも集約化を図り森林所有者による主伐、再造林などの森林整備を計画的に進めていく状況にあり、令和 3 年 6 月、閣議決定された新たな森林・林業基本計画においても「森林資源の適正な管理及び利用」の中で、人工林資源の循環利用を進めるため、林業適地では適正な伐採と再造林の確保を図ると方針が示されており、保安林内の人工林においても森林所有者による施業を促すため、森林経営計画に基づく保育、伐採、再造林を計画的に促進していくことが今後、重要と考えています。

このため、運用改善の 1 例として、経営計画の伐採計画の前年度又は当該年度初め等に、申請に基づき保安林の伐採許可を行い、森林経営計画に基づく伐採計画を予め、一定期間、優先的に保安林の皆伐限度面積内で確保することを可能とすることで、両制度の計画的な伐採、保安林の皆伐制限の確保の調整が一定の範囲内ながらも可能ではないかと考えます。

保安林内においても森林計画制度に基づく林業の持続的かつ健全な発展と適切な更新が実施されるよう、前向きに検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を踏まえ、森林所有者等の負担を軽減するための措置を検討すること。
なお、自治事務となっている森林法第25条第1項4号～11号までの私有保安林に係る指定施業要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

各府省からの第2次回答

森林経営計画の認定を受けた保安林において、当該保安林の皆伐面積を保安林制度の範囲内で優先的に確保することは、両制度の目的が異なることから、適切ではないことに御理解いただきたい。
なお、保安林においては、毎年2月1日に当該年の4月1日から始まる伐採年度の皆伐限度面積が公表され、以降、四半期毎にその時点における伐採許可面積を除いた皆伐限度面積が公表されることとなっており、早期に伐採許可申請を提出いただくことによって、当該伐採が申請どおりに認められやすくなっていることから、各都道府県を通じて森林経営計画の認定を受けた森林所有者等に対して、可能な限り早期に伐採許可申請を提出いただくことについて周知を図ってまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(8) 森林法(昭26法249)

(ii) 保安林における立木の伐採の許可(34条1項)については、地方公共団体による当該許可に係る事務の円滑な実施を図るため、森林経営計画(11条)の認定を受けた森林所有者等が、皆伐面積の限度(施行令4条の2第3項)内で当該計画どおりに伐採を実施できるよう、保安林には皆伐面積の限度が設定されていることを踏まえ、森林所有者等が毎年度可能な限り早期に申請を行うことが効果的であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

43

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農地を地域づくり活動に利用する場合の農地転用許可の考え方の明確化等

提案団体

瀬戸内市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農用地区域内にある農地を含む農地について、農業体験等の地域振興イベント開催に利用する場合における農地転用許可の考え方(特に、同許可が不要な場合の考え方)を「『農地法の運用について』の制定について」(平成21年12月11日農林水産省経営局長、農村振興局長通知)の中で明確化するとともに、参考となる事例の周知等を求める。

具体的な支障事例

農地法第4条第6項第1号イに掲げる農用地区域内にある農地については、農地を農地以外のものにするいわゆる農地転用は、原則として認められていない。

離島地域では、人口減少・高齢化に伴って農業従事者が著しく減少し、農用地区域内にある農地で耕作放棄地となっているものが増加しているが、他の地域に比べ資源が限られている中で、こうした耕作放棄地は交流人口の増加など地域を好転させる資源にもなり得る。

住民主体の地域づくり団体やNPO団体から、地域の人口や新規就農者を誘致するための移住促進や賑わいづくりのため、耕作放棄地で農業体験等の地域振興イベントを開催することについて相談があり、農業体験等のイベント開催の場合は農地転用に当たらないとも考えられるが、どのような場合に農地転用をすることなく耕作放棄地の活用ができるか考え方がわからないことから、取組を断念してしまうことがある。その結果、耕作放棄地を有効活用できず、住民団体等の地域づくりへのモチベーションを下げている。

したがって、農地を確保しつつ農業従事者の確保や耕作放棄地の活用を促進するため、農地転用の許可を得ることなく農用地区域内にある農地を活用できる場合の考え方を明確化するとともに、参考となる事例の周知等を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

離島地域では、農業従事者の減少等が深刻な状況にある。農地を確保しつつ耕作放棄地の活用を促進することにより、離島など人口減少や高齢化の著しい地域の特性を踏まえた地域振興策を着実に推進することができる。また、農地は地域の景観や魅力の形成に大きく寄与しているため、こうした取組みにより地域が活性化することで、農業従事者の耕作意欲の向上や従事者の確保による農用地区域内にある農地の再生に繋がることが期待される。

根拠法令等

農地法第4条第6項第1号イ「『農地法の運用について』の制定について」(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、川崎市、下呂市、京都市、高松市

○中山間地等の耕作放棄地においては、不整形田も多く、農地としての活用による復帰は難しい田も多い。田としての復元以外の活用が可能であれば地域振興に大きな役割を果たしうる。

各府省からの第1次回答

農地転用許可を得ることなく農用地域内にある農地を活用できる場合の明確な考え方や参考事例については、今後、通知の発出等により、周知してまいりたい。
なお、イベント会場として農用地域内の農地を使用する場合、そのイベントが短期間（1日だけ等）で、農地の区画形質を変更することなく、イベント終了後直ちに耕作可能な状態となることが明白な場合については、農地転用に当たらないと考える。他方、短期間のイベントを繰り返し行うために農地に容易に撤去できない構築物を設置する場合や、イベントの常態化の影響で将来的に耕作ができなくなるような場合は、農地転用に当たり、農用地域内農地においては、一時転用による場合を除き、認められないケースであると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

耕作放棄地の解消、農業従事者の確保及び住民団体等のモチベーション低下防止の観点からも、早期に農地を活用できる場合の考え方や参考事例を明確化・周知することが重要であると認識している。
そのため、具体的な通知の発出時期や周知方法を御教示いただきたい。
また、定期的又は反復的なイベントによる活用事案についての見解が示されているが、住民団体が地域づくりの一環として、滞在休憩地や写真撮影地のように、構築物の設置や形質変更することなく、一定期間、観光客等の利用に供する場所として活用する場合についての農地転用許可の可否についても見解を示されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

周知の方法については、既存通知の改正又は新規通知の発出を行うことを検討中であり、改正の時期は令和3年度末を予定している。
なお、お尋ねのような活用方法については、個別具体の計画に即して判断する必要があるため、地域の農業委員会又は農地転用許可権限を有する都道府県知事等に相談されたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】
(9)農地法(昭27法229)
(ii)農地をその区画や形質を変更することなく短期間で利用し、当該利用終了後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明らかな場合については、農地転用許可(4条1項及び5条1項)を受けることが不要であることを明確化し、参考となる事例を示しつつ、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

50

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置の拡充

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

食品リサイクル法第21条における廃棄物処理法の特例制度では、食品リサイクル法第2条第4項で規定する「食品関連事業者」に対し、廃棄物処理法第7条の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)に関する許可を不要としているが、現在対象外となっている、(外部業者を入れない)自社運営の食堂や老人ホームの食堂についても特例対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

当市では、バイオマス産業都市構想に基づき、民間事業者が設置したバイオガス発電施設に市内外の食品関連事業者等から食品循環資源(食品残さ)を受入れ、処理している。

一般廃棄物は排出された自治体内での処理が基本とされているが、食品の再生利用に関しては広域的な処理の必要性があることから、一般廃棄物収集運搬業の許可の特例が設けられている。

当該バイオガス発電施設は食品リサイクル法に基づく再生事業者登録がされているため、他の自治体の食品関連事業者から排出された一般廃棄物(食品残さ)の受入れの際に、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)の許可が不要となる特例が適用されている。

食品関連事業者には、食堂運営を委託された事業者を含むものの、外部委託せず自社で食堂を運営している中小企業や小規模な老人ホームについては対象外となることから、収集運搬事業者に対し、2年に1回一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許認可手続きが必要となっている。

【支障】

食品リサイクル法において、それらの事業所から出る食品残さのリサイクルは義務付けされていないが、環境意識の高まりや国が進める脱炭素社会の実現に寄与するため、リサイクルしたいというニーズが増えてきており、当市における食品残さの受入れ相談も年間10件から15件程度あり、それに伴う許認可事務の負担が増加している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特例制度対象外となっている中小企業や小規模な老人ホームを特例対象とすることで、2年に1回必要となる一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許認可を不要とすることができるため、当該事務手続きの負担軽減を図り、行政の効率化を図ることができる。

また、それら事業所からの一般廃棄物の搬入が促進されることにより、バイオマス資源の利用が促進され、脱炭素社会の実現に寄与することができる。

(現在、39業者から年間約200トンの食品残さを受入れしている。)

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第21条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令第1条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、川崎市、鎌倉市、西尾市、小牧市、岡山県、宇和島市、熊本市

○市内では、食品残差の受け入れを行ってはおらず、市外への搬出を依頼している。市外に搬出する相談を年20件近く受けていることから、当該事務手続きの負担軽減を図り、行政の効率化を図ることが必要と考える。
○現在、当市は食品リサイクル施設を有していないため他自治体から食品残渣を受け入れることはない。また食品残渣を市外搬出している事業者については、当市の一般廃棄物収集運搬業許可を有しており、持ち込み先の許可も有しているため、提案事項についての相談は特にない。しかし、数年後に当市内で食品バイオマス発電施設が完成し、試験運転後可能であれば他自治体の食品残渣の受入れも予定しており、その際提案自治体と同様の課題を抱える可能性がある。
特例措置の拡充については、対象か否かの判断基準の設定をいかに明確化できるかが課題であると考えている。

各府省からの第1次回答

食品関連事業者は、その事業活動に伴い多量かつ継続的に食品廃棄物を排出しており、食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用への最大限の努力が求められます。このため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、食品関連事業者に対し、再生利用等の実施目標の達成と取組に当たっての基準の遵守を求め、多量発生事業者等に対しては、取組が不十分な場合は国が勧告や命令等を行うといった規制措置を講じています。こういった規制措置とあわせて、このような措置の対象となっている食品関連事業者の再生利用の実施を確保できるよう運搬の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等が設けられています。

一方で、自社で運営している食堂や学校給食の施設は、福利厚生の一環で行われており、事業性が乏しいため、食品関連事業者と同様に食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用の取組を求めることは適切ではなく、食品関連事業者に含むことは適当ではありません。このため、これらの事業者が再生利用を実施する際に、運搬の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等の対象とすることは困難ですが、これらの事業者の食品廃棄の実態を把握しつつ、食品関連事業者の対象範囲について、継続的に検討してまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すためには、ありとあらゆる手段を用いた取組を進めることが重要だと考える。また、「エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)」では、「食品廃棄物などのバイオマスの利用の導入を進める」とされており、現在検討が進められている次期エネルギー基本計画(素案)においても再生可能エネルギー導入量について、さらなる上積みを検討されているところと承知している。そのため、事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物のうち、福利厚生の一環で行われていると考えられる自社運営の食堂や小規模な老人ホームの食堂から排出される食品廃棄物であっても、「食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用の取組を行う」のは社会的責務であり、積極的に再生利用を促すことが必要と考える。については、廃棄物処理法第7条第1項に基づく市町村長の許可を受けずに、一般廃棄物の収集運搬を業として行うことができる特例の範囲を拡大することにより、食品廃棄物の再生利用がさらに進むよう、速やかにご検討をお願いしたい。あわせて、具体的な検討スケジュールについて、ご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、食品関連事業者の対象範囲の検討にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨を鑑み、

生活環境や公衆衛生保全のための規制の観点と、事務手続きの簡略化という特例の観点の双方が十分配慮されるよう求める。

各府省からの第2次回答

食品関連事業者の対象範囲について検討していくが、本年中を目途に事業者の食品廃棄の実態把握を行うこととしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(16)食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者に求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:環境省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

61

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正

提案団体

三重県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、同条に規定する異議申出又は審査申立(以下、「異議申出等」)があった場合には、市町村長が必要と認める異議申出等と関係がない土地に係る農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める。

具体的な支障事例

農用地利用計画は市全域で一つを作成しているが、異議申出等があった場合、市全域に係る計画の変更案全体について変更手続が停止してしまうため、当該異議申出等と関係ないと考えられる土地についても、農用地区域から除外されるか否か等が確定せず、その土地の開発が遅れるなどの影響が発生するケースが毎年数件程度発生している(当県では、異議申出後の審査申立に係る手続を約170日間待つてようやく変更計画を決定できたケースがあった)。

例えば、土地Aについて農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するとして農用地区域から除外しようとする場合に、当該土地Aから遠く離れた土地Bの所有者から自身の土地について農用地区域から除外すべきであるとの異議申出があったときに、土地Bが農用地区域から除外されるか否かは、土地Aの同項各号への該当性に影響しない可能性がある。

このような場合、異議申出等を受けた結論が出るまで、土地Aに関する変更手続を停止させる必要性はないと考えられる。

したがって、土地Aのような土地についてその後開発が予定されている場合などは、異議申出等の手続と切り離して農用地利用計画の変更を行うことを可能とすることを求めたい。

なお、異議申出等に関する手続は並行して実施し、仮に上記土地Bについて農用地区域から除外する場合には、その後改めて農用地利用計画を変更すれば実質的な支障は生じないと考えられる。

県は農用地利用計画の作成・変更の協議を受ける立場ではあるが、現在の仕組みは住民の円滑な取引活動の妨げになると考えられ、実際に農用地利用計画の変更が停滞していることについて利害関係者や住民からの問合せへの対応に追われることもあった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

真に緊急性がある開発案件を有する個人や法人の日常生活や企業活動を円滑に推進することが可能となり、個人、ひいては地域の経済活動を推進することが期待できる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、長野県、津市、名張市、京都市、延岡市、小林市

○【支障事例】

当市では農業振興地域整備計画の農用地域について、2月・8月の年2回変更要望を受け付け、必要かつ適当と判断したものについて変更を行っている。

平成30年2月に市外の業者から変更要望の提出があったが、事前の窓口来庁時から変更の法的要件を満たさないため変更しない旨を伝えていた案件であり、再検討の上改めて変更を行わない旨通知し、他の変更要望7件について変更手続きを進めた。

その後当該業者が地権者の代理人として、変更されないことを不当として異議申出、審査申立を行い、県の裁決を経て当初計画通りの7件の変更が完了したのは平成31年4月であり、本件と全く無関係の市内他地区7カ所の一般住宅の敷地拡張や商業施設開発が約半年遅れる形となった。

なお、当該業者は当市窓口で「変更しなければ異議申出、審査申立を行う。他市では2年程かかった事例があり、その間変更手続きが止まり市の担当者は大変だったようだ」との発言があった。

○当県においても提案県と同様に支障事例が生じている。

同一農業振興地域内（同一市町村内）とはいっても異議申出対象の土地から離れた地域の事業についても、一律に6か月遅れてしまうため、事業者にとって事業着手が遅れるという支障が生じている。

また、異議申出者にとっても自身の異議申出により、異議申出に直接関係のない案件にも支障が出てしまうことは、異議申出をしにくくなっていると考えられる。

各府省からの第1次回答

市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る異議申出に対する市町村の決定及び審査申立てに対する都道府県の裁決までに通常要する期間については、各地方公共団体において標準的な期間を定め、迅速な処理につなげていただくよう、努めていただくこととしている。

引き続き、各地方公共団体において迅速な処理をお願いしたい。

なお、1つの農用地利用計画に対して同時期に提起される修正案については、相互に影響を及ぼす可能性が否定できないことから、分割して処理を行うことは適当ではないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「相互に影響を及ぼす」のは、例えば、市町村が農振法第13条第2項各号に該当し農用地域から除外しようとする土地Aがあり、当該土地Aの除外に対する異議申出が同時期に出た場合等の限られた場合と考えられる。その場合、異議申出に関係しない土地の農用地利用計画を先行して変更し、土地Aは異議申出等の手続き終了後に必要に応じて変更すればよいと考える。

実際、当県で過去3年間に異議申出等があった案件のほとんどは、市の決定や県の裁決内容によって、他の除外案件等に影響を与えるものではなく、その点は地方公共団体が判断することとすればよいのではないかと。

また、異議申出及び審査申立てについては、行政不服審査法の再調査の請求又は審査請求の手続を準用することになっている。農用地利用計画は、一定の地域内の土地利用について一体的に定めるものであるにも関わらず、個別の「処分」に対する不服審査手続を定めた行政不服審査法を準用することで、一部の土地に関する手続の遅滞が計画の変更全体に波及するという弊害が生じている。

制度改正によって、個人や法人の日常生活や企業活動を円滑に推進することが可能となるため、前向きに検討いただきたい。

なお、「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）」（令和3年5月、総務省行政管理局）では、弁明書や反論書の提出期間について「例えば、2～3週間程度の期間を設定することが考えられる」とされている。当該期間を適用し、さらに当該提出書類の内容確認や口頭意見陳述等の手続も行った場合には、法定の60日以内の裁決は非常に困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【津市】

1つの農用地利用計画に対して同時期に提起される修正案が相互に影響を及ぼすことも考えられるが、提案団体の主張にもあるように、異議申出の対象地における変更手続きと当該地以外の土地における変更手続きを分

割することで同時期に提起される修正案が相互に及ぼす影響は排除されることから支障は生じない。
また、農用地利用計画に係る異議申出に対する市町村の決定及び当該決定に対する審査申立てに対する都道府県の裁決までに通常要する期間を定め、迅速な処理を行った場合であっても、通常要する期間の短縮には限界があり、異議申出の対象地以外の土地に係る変更手続きを進めることができない。
さらに、除外予定地における農用地等以外の用途に供するための円滑な土地利用や、編入予定地における圃場整備事業や日本型直接支払制度等の農用地区域内農地を事業要件とするような農業振興施策の活用をも妨げることとなる。
このため、異議申出等の手続きに影響の受けない土地については、先行して変更できる手続きが可能となるよう、制度を見直していただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

農業振興地域整備計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

各府省からの第2次回答

農業振興地域整備計画の変更手続においては、異議申出までの過程で変更案について公告縦覧により市町村住民から意見書の提出を受け付けているところであり、変更案が変更されたことを市町村住民に知らせないまま処理を進め、結果として公告縦覧において示した計画案と異なる計画を決定することは不適當である。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(11) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

87

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られていない。

中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。

関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとして経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。

また、複数府県に跨がるものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第16条、第17条、第18条
経営力向上に関する命令第1条、第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限られることから、本制度を全国で統一的に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。

また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。

事業分野別指針については、①事業環境の変化（景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等）やその他の事情（政府としての政策的優先順位の変更等）により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合に変更するものとしていること、②関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議（第190回国会閣法第46号 附帯決議）でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。

経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の主旨は、中小企業等経営強化法の現行の運用スキームを前提としつつ、中小企業等が、地域の特性にも配慮された事業分野別指針を参照しながら経営力向上計画を策定できるようにすることにより、地域の中小企業等の経営力向上につなげようとするもの。

また、制度開始5年経過後も未だに事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業者団体、経営革新等支援機関等と協力して当該事業を営む中小企業等に経営力向上計画の策定を促すことにより、本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができると考える。なお、事業分野別指針が策定されていない分野でも、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力を向上させ更なる成長を促すという目的を達成するためには、事業分野に特化した指針に照らして適切な経営力向上計画を作成し、実行することが、より効果的であると認識している。

権限移譲後は、国会附帯決議に鑑み、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供しつづけるよう、国において現に行われている関係府省間及び各府省の本府省・地方支分部局間の連携と同様に、関西の中小企業等の生産性向上に関する最新の取組事例等の一次情報、関西地域の事業環境の変化等を速やかに把握して国と情報共有するとともに、国から他地域の一次情報、全国的な政策状況の変化等の情報提供を受けるなど、国との積極的な連携に努めていく。

経営力向上計画の審査・認定については、事務を担うために必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業分野別指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域におけるPDCAサイクルの実効性を確立できる。あわせて、上記の国との情報共有により、関西地域のためのみならず、全国の中小企業等の経営力向上への寄与に資することも可能。

以上を踏まえれば、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定等に関する事務・権限を当広域連合に移譲することにより、中小企業者等の更なる経営力向上に向け、地域での一体的・総合的な対応が図られ、「中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」（同法第1条）ことができるものと考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきたい。

○制度の全国統一的な運用及び PDCA サイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先とが密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。

○現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

事業分野別指針は、計画認定を行うに当たっての基準となるものであることから、認定を受けた全国の事業者間での不公平が起きないようにする観点から、国が当該事業を取り巻く事業環境を踏まえた全国大での事業分野別指針を策定することが適当である。また、国会の附帯決議（第190回国会閣法第46号附帯決議）においては、「関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めること」とされているところ。

御指摘のとおり、現時点において、事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、策定の要望が強い事業分野については、当該事業を取り巻く事業環境も踏まえ、新たに事業分野別指針を策定することを検討する。

また、現在の計画認定業務の状況は、平成28年7月以降、令和3年3月末時点で120,131件を認定していることに加えて、貴連合の所管地域（8府県）においては、現時点で、毎月440件以上のペースでの新規認定業務があるほか、計画変更に係る審査業務も発生しているところ。

したがって、仮に計画認定に関する権限を移譲する場合には、標準処理期間である30日以内に処理することが必要であることに加えて、計画の審査には、業種ごとの専門的な知見が求められることから、これに対応するための十分な体制を構築していただく必要がある。

御要望を実現するためには上記の対応を踏まえた上で、法律改正まで必要となる。引き続き、これらのことを踏まえながら、検討していきたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(14) 中小企業等経営強化法(平11法18)

事業分野別指針(16条1項)に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

96

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

土地改良事業関係補助事業における繰越分及び国庫債務負担行為分に係る事業完了後の実績報告書の提出期限の見直し

提案団体

群馬県、茨城県、新潟県、長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

全額概算払いを受けた土地改良事業関係補助事業の繰越分及び国庫債務負担行為分に係る補助事業完了後の実績報告書の提出期限について、交付規則及び交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

土地改良事業関係補助事業に係る実績報告書(繰越分、国庫債務負担行為分)の提出期限について、交付規則及び交付要綱上、全額概算払の場合は6月10日となっているにもかかわらず、地方農政局から示されている「補助金交付事務必携(農業農村整備事業等)」では翌年度の4月10日とされている。

そのため、年度末に事業が完了した場合は短期間で実績報告書を作成する必要があり、特にここ数年は、年末に編成される国の補正予算を活用しての事業件数が多く、国の補正予算については全地区繰越をして事業を実施しているため、事業完了が翌年度の年度末となるといったことから、4月10日までに実績報告書を提出するには、非常に短期間での処理を求められており、過度な負担が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

全額概算払いの場合は、実績報告書の提出段階において額に大きな変動もなく、精算の結果返納等が生じることもないことから、実績報告書の提出期限を6月10日にしたとしても特段問題もなく、逆に6月10日までとすることで、その他の事務に対応することが可能となり、都道府県の事務負担を軽減できる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条、農林畜水産業関係補助金等交付金第6条、土地改良事業関係補助金交付要綱第15、補助金交付事務必携(農業農村整備事業等)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

富山県、大阪府、延岡市

〇年末に編成される国の補正予算を活用した事業が多く、また、国の補正予算については全地区繰越している。多くの事業完了が翌年度の年度末となることから、4月10日までに実績報告書を提出することは非常に短期間での処理となり、また定期異動時期と重なることから過度な負担が生じている。

各府省からの第1次回答

補助金に係る実績報告書の提出については、補助金適正化法第14条及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)に基づき、補助事業等の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出することとしているが、全額前金払又は概算払をした場合については、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の6月10日までとしている。

このため、提案のあった支障事例において、予算を翌年度に繰越し、予算成立年度の翌年度に交付決定を行った上で、全額前金払または概算払を行った事業については、実績報告書の提出は6月10日までとして差し支えない。

なお、一部の地方農政局において事業者に対し、繰越事業について予算成立年度の翌年度に交付決定を行っていたものも含めすべからず4月10日までに実績報告書の提出を求めるという指導を行っていたことが判明したため、今回の提案を踏まえ、地方農政局で作成した「補助金交付事務必携(農業農村整備事業等)」については、上記法令等にのっとりわかりやすく注釈を追加することとし、併せて実績報告書の提出時期について改めて関係者へ周知することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

予算成立年度の翌年度に交付決定が行われた事業についてはお示しいただいているが、予算成立年度に交付決定が行われ、予算成立年度の翌年度末に完了した事業についても、全額概算払した場合は実績報告書の提出期限を6月10日としてもよいのか。

農政局からは6月10日ではなく4月10日を提出期限にされていることから、同じ全額概算払いであるにもかかわらず報告日が違うことで、都道府県の事務に負担が生じており、予算成立年度に交付決定が行われ、予算成立年度の翌年度末に完了した事業についても、実績報告書の提出期限を6月10日としていただき、令和2年度予算分から適用していただきたい。

また、土地改良事業関係補助金交付要綱に基づく事業だけではなく、他の補助金交付要綱に基づく補助事業(土地改良関係施設補助金、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金、農地耕作条件改善事業交付金、農地防災事業等補助金、農地等に係る災害復旧事業費補助金等)についても提出期限を6月10日としていただき、併せて実績報告書の提出期限を改めて周知していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案及び一次回答に対する提案団体の見解を踏まえ、規定の改正を行い、繰越した事業においても全額概算払の場合は実績報告書の提出期限を6月10日までとする予定。

なお、交付要綱等において、補助事業が全額を概算払により交付したもので、完了した翌年度に実績報告書を提出するものは、繰越事業であっても提出期限を6月10日としても差し支えない。

また、地方農政局等及び補助事業者に対して、上記の内容を踏まえ、実績報告書の提出期限を改めて周知するとともに、地方農政局における補助事業者へ指導を徹底することとする。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】

(2)土地改良法(昭24法195)

(iii)土地改良事業(2条2項)等に係る補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の期日については、一部が補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日とされているが、令和3年度中に省令を改正し、補助事業の完了した年度の翌年度の6月10日までとし、その旨を地方農政局及び地方公共団体に通知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

99

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

届出様式等における性別記載欄の削除

提案団体

明石市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

法令等によって定められた各種届出様式等について、性別記載欄の削除を求める

具体的な支障事例

【提案に至った背景】

当市は、昨年度に市が規定する様式のうち業務上性別を記載することが必要ないと判断した届出様式等から性別記載欄を削除した。しかし、当市が取り扱う届出様式等の中には国の規定に基づき性別記載欄を設けているものもあり、その中には業務上性別を記載することが必要か疑問のあるものもあった(以下参照)。

【支障事例】

性的マイノリティの方にとって、性自認と一致しない性別を選択することや、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために厳格な本人確認をされることは、強い心理的負担となっている。また、抵抗感から行政手続き自体をためらうことにも繋がっている。当市市民の声としても、様式上で男女いずれかの性別を選択することを苦痛に感じている旨の相談を受ける事例が多々ある。なお、性自認に関する相談等を行うこと自体が心理的負担・苦痛等を伴うため、当事者が声を上げ辛いという状況を鑑みると、実際はより多くの市民が同様の悩みを抱えていることが想定される。

【措置を求める届出様式等】

法令等に基づき性別記載欄のある届出様式等のうち、以下の届出様式等について左記の措置を求める。
市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用(・標準負担額減額)認定証、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書、年金手帳再交付申請書、経営所得安定対策等交付金交付申請書、農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、借地権申告書、権利変動届出書

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各種届出様式等から性別記載欄を削除することにより、性的マイノリティの方にとっての各種行政手続における心理的負担を軽減することができ、行政サービスや支援の積極的な利用を促し、ひいては誰もが性別に関わりなく自分らしく生きることができる社会の実現に寄与する。

根拠法令等

地方税法附則第7条、国民健康保険法施行規則第27条の14の2、国民年金法施行規則第11条、介護保険

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、福井市、山梨県、長野県、半田市、西尾市、枚方市、西宮市、鳥取県、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎市、延岡市

○県内においては、性的マイノリティの方の人権に配慮する観点から、各種届出様式等における性別記載欄の見直しを実施した自治体がある。当市においても、事務レベルではあるが、各種届出様式等における性別記載欄の見直しについて、検討している。法令等で定められている届出様式等については、市に様式変更の裁量がないため、性別記載欄の削除の対象外とせざるを得ない。本件提案において指定されている届出様式等については、早期に性別記載欄の削除を実現するとともに、これら以外の届出様式等についても、当該業務上性別記載の必要性が認められないものについては、性別記載欄の削除を行う必要があるものとする。

○平成 30 年度に実施した性的少数者当事者の意見交換会でも「アンケートであれば自分で思っている性別に丸をするが、公的な書類では私文書偽造に該当するのではと迷ってしまう」「何のために性別記載が必要なのか根拠がほしい」など、性別欄に関する不安の声をいただいております。性別欄が不必要と思われる申請書等に関しては法改正を行う必要があると思われる。また、職員向けにアンケートを実施した際には「市民の方から性別欄の記入を拒否された」「市民の方から性別欄(男・女)の「・」に○をしてよいか申し出があった」など、対応に苦慮する場面も生じている。当市では市の総合計画に基づき性別欄削除の基本方針を定めており、個人の性的指向・性自認を理由とする差別や偏見の解消を図るため、毎年度庁内照会を行い、市が発行する申請書・通知書の性別欄削除について必要性を検討し、不必要と判断できる場合は削除を行っている。当市では、年1、2回ほど、市のパートナーシップ宣誓制度利用者と意見交換会を設けているが、その中でも性別欄削除に関する意見をいただいている。

○当市においては、性的マイノリティの当事者から直接多くの御意見をいただいているわけではないが、自身の性自認と一致しない性別を様式上で選択することや、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために厳格な本人確認をされること等について、当事者が苦痛に感じている可能性が非常に高いことは、想像に容易い。また、不必要にも関わらず、男女のみを前提とした性別記載欄への記入を求めることは、性別が男女のみしかないという無意識の浸透に繋がり、性の多様性に関する社会的な理解促進の妨げとなる可能性がある。

○平成 29 年度に申請書・証明書の性別表記について調査を行い、性的マイノリティに配慮し、表記の見直しを庁内に呼びかけてきた。3年間の呼びかけで 108 件の見直しが見直しができたものの、当初から見直し不可との回答があるものがあり、その中には法律上の制限によるものが見受けられた。

○当市が規定する届出書については性別の記載を削除したが、国の規定に基づいた届出書は性別の項目が残ったままとなっており、トラブルになるケースがある。

○当市においても提案団体同様に市で定めている様式のうち、業務上性別を記載する必要がないと判断したものに關しては、性別記載欄を削除したが、法令等によって定められた様式は、変更ができないため性別記載欄を残したままであるのが現状である。性的マイノリティの方の配慮をするのならば、市で定めている様式だけでなく法令等に基づく様式についても性別記載欄の有無を統一する必要がある。

各府省からの第 1 次回答

○概要

ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式については、地方税法の規定に基づき、当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載することとされている。

ご提案の内容については、ご指摘のとおり対応することも含め、令和4年度税制改正において議論の上、検討してまいります。

国民健康保険関連の2証、介護保険関連の4証に係る性別表記については、事務連絡において「やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって性別の表記方法を工夫しても差し支えない」旨などお示ししており、各保険者の判断で適切に運用していただくこととしている。

小慢関連の2書類については、令和3年7月にとりまとめられた関係審議会による意見書において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたことを踏まえ、省令・通知改正等を進める予定である。

年金手帳再交付申請書については、令和4年4月1日に国民年金手帳に関する規定が廃止されることに伴い、同日以降、国民年金手帳に代えて作成及び交付される基礎年金番号通知書に係る再交付申請においては「性

別」の記載は要しないこととする。

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。

農業者年金関連の2裁定請求書について、新農業者年金は積立方式であり、年金額の算定は、平均余命の違いにより男女別々に行っていることから、裁定請求書へ男女の明記が必要。旧農業者年金は、賦課方式であり、制度上、男女による差がないため、性別欄において男女の選択肢をなくすなどを検討してまいりたい。

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案も踏まえ、今後、対応の検討を進めてまいりたい。

(別紙あり)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式は、氏名や住所、生年月日を記載し、申告特例申請書は個人番号も記載するため個人の特定は容易であることから、性別記載欄は不要である。

医療や介護では、性別に由来する特有の疾患や診療行為等があるため、被保険者証に性別を記載する代わりに表記方法を工夫することは有効な手段である。このたび見直しを提案する認定証等は、被保険者証に添えて医療機関等の窓口へ提出する書類であり、性別確認は可能である。また、認定証等を提示した者が当該被保険者であることは、被保険者番号や氏名、生年月日等によって確認でき、性別記載欄は不要である。

小慢関連の2書類については、令和3年7月に取りまとめられた意見書のとおり、早期実現に向けた着実な取組をお願いしたい。

年金手帳再交付申請書及び経営所得安定対策等交付金交付申請書は、ご回答のとおり着実な取組をお願いしたい。

旧農業者年金は、業務上性別を把握する必要がなく、裁定請求書に記載する記号番号や氏名、住所、生年月日によって本人確認が可能であり、性別記載欄は不要である。新農業者年金は、加入時に提出する加入申込書等で性別を把握できるため、裁定請求書に性別記載欄は不要である。

区画整理関連2様式について、土地区画整理法第74条に基づき、施行者等は登記所や官公署長に対し、無償で必要な簿書の閲覧や謄写、その謄本等の交付を求めることができ、住民票の写しの交付により選挙人名簿の作成は可能であり、性別記載欄は不要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福井市】

今回提案の【措置を求める届出様式等】に限定することなく、業務上性別記載の必要性が認められないものについては、性別記載欄の削除を行うなどの全省的な対応が必要と考える。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

本提案の実現に向けて必要な対応を求める。

各府省からの第2次回答

ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式については、性別欄の削除について、令和4年度税制改正において対応することを検討している。

国民健康保険関連の2証、介護保険関連の4証に係る性別表記については、保険医療機関等の窓口で被保険者証に添えて提出するものであり、被保険者の性別は被保険者証をもって確認できる。また、当該証を提示した者が国民健康保険の被保険者であることの確認は、当該証の性別欄以外の記載内容を被保険者証と照合することで可能である。以上を踏まえ、当該証の性別欄は削除することとし、省令改正等の必要な作業を進めて参りたい。

小慢関連の2書類については、令和3年7月にとりまとめられた関係審議会による意見書において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたことを踏まえ、省令・通知改正等を進める予定である。

年金手帳再交付申請書については、令和3年6月30日に国民年金法施行規則を改正し、令和4年4月1日以降の基礎年金番号通知書に係る再交付申請においては「性別」の記載を要しないことといたしました(令和4年4月1日施行)。

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する。農業者年金関連の2裁定請求書について、旧農業者年金では、男女の選択肢をなくすなどを検討するが、新農業者年金の年金額算定に係る完全生命表の補正データ(男女別死亡年齢)を収集することが必要である。新農業者年金では、加入後に戸籍上の性別が変更される場合も想定される。これらの理由から、性別記載欄は必要である。

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案を踏まえ、借地権申告書及び権利変動届出書から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。(別紙あり)

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】

(12)平成13年改正前の農業者年金基金法(昭45法78)

旧農業者老齢年金の裁定に係る請求書(独立行政法人農業者年金基金法(平14法127)附則6条3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平13法39)附則8条2項又は11条1項の規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令(平13厚生労働省・農林水産省令4)1号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則(昭45厚生省・農林省令2)26条)における性別の記載については、自由記載であることを明確化し、独立行政法人農業者年金基金に令和3年度中に通知する。

[措置済み(令和3年11月10日付け厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長、農林水産省経営局経営政策課長通知)]

(23)経営所得安定対策等交付金

「経営所得安定対策等実施要綱」(平23農林水産事務次官)に定める経営所得安定対策等交付金交付申請書における性別の記載については、同要綱を改正し、令和4年度の交付申請手続から削除する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

共有地代表者制における選任方法の改善

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良事業の事業主体である地方公共団体や土地改良区等は、事業の実施にあたり、土地の所有者等から同意を徴集しなければならないが、共有地等における同意の徴集については、共有地等について共有者のうちから代表者1人を選任し、行うものとされている。

この代表者の選任手続については、法令や通知等において明確にされていないことから、その明確化を求める。特に、話し合いによる選任が困難な場合でも円滑に選任することができるよう、多様な選任手続を認めつつ、その方法を明確化することを求めたい。

具体的な支障事例

地方公共団体は、土地改良事業の事業主体として、事業の実施にあたり土地の所有者等から同意を徴集しなければならないほか、土地改良区等が行う事業についても、同意の徴集方法等について行政指導を行っている。

共有地等については、共有者から選出された代表者1人が同意等の意思表示を行うこととされているが、代表者の選任手続については、国が作成した未定稿の「一問一答」において、共有者全員の話し合いによって選任を行うことを基本とするとともに、例外として共有者の一部の所在が不明な場合等には、共有者の「人数」及び共有物の「持分」のいずれにおいても過半を満たす者による選任であれば代表者として認めるなどと示されるにとどまっている。

例えば、親族関係にない共有地について、さらに相続が発生した場合、人数が多く、居住地も遠方な者が含まれ、面識のない者を対象とした話し合いによる選任手続は困難であることから、例外を適用して多様な選任方法が認められる必要があると考えているが、当該「一問一答」においては、選任手続の例外を適用することができる場合（共有者が行方不明の場合、選任後の共有者の死亡の場合、面識がなく等の理由により話し合いの場の設定が困難な場合、話し合いは行ったが少数の反対により合意に至らなかった場合等）が明らかでなく、また、選任方法についても限られた記載しかない。また、未定稿の文書にのみ準拠するだけでは、土地改良区等に対し行政指導をする立場としては、適切な助言をすることができないとともに、事業主体としても同意取得やひいては土地改良事業の完成に支障を来すおそれがある。

そこで、共有地の状況がまちまちである中、共有者全員の話し合いが困難な場合に、多様な選任方法をとることができるよう、当該困難な場合やその場合の選任方法を具体的に正式な通知等で幅広く明確化することを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

通知で例外適用できる場合や他の選任方法を明確化することにより、未定稿の「一問一答」に頼らざるを得ない現状の法的不安定性を解消することができ、財産権の尊重、事業に対する訴訟リスクの軽減等に資するほか、土地改良区等に対する行政指導にも資する。

根拠法令等

土地改良法第 113 条の2第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、滋賀県、京都市、大阪府、熊本市、宮崎県、延岡市

○未定稿の文書にのみ準拠するだけでは、土地改良区等に対し行政指導をする立場としては、適切な助言をすることができず、事業主体としても同意取得やひいては土地改良事業の完成に支障を来すおそれがある

・未定稿の一問一答に頼らざるを得ない現状の法的不安定性を解消する

上記について当県も同様の支障あり。

○相続に伴う共有者が存在する共有地が増加するなか運用が進んでおらず、事業に同意する共有者の意思が同意率に反映できずにいる。正式な通知等によって明確化することで更なる周知を図り運用に繋げたい。

○当団体においても、土地改良法手続きの同意徴収の厳格化を図っており、共有地の権利者からの同意徴収には苦慮している。基本は、全員同意とするものの、同意が得られない場合も想定されるため、本提案内容は必要。

○提案県と同様の事例が発生しているので提案の主旨や必要性には賛同するが、換地等伴う場合は財産権そのものに対する特例を求めることとなるので、通知等による明確化ではなく法令改正等を求める必要があるのではないかと考える。

○共有地の代表者制は、事業を円滑に実施できるよう導入されたものであるが、共有者が 50 人以上存在する、共有者が遠方におり連絡しても返信がない、共有者同士の仲違いにより選任が進まないことが実務上多々起こっている。今後、相続等による共有地の増加が懸念される中でも土地改良事業を実施できるように多様な選任方法のほか、幅広い同意徴収方法を求めたい。

○具体的に選任方法を明確化することで、円滑な代表者選任方法の運用が期待できる。

特に迅速な事業実施を求められる防災事業においては、共有者全員の話し合いが困難な場合の選任方法が具体的に通知等により明確化されることで、円滑な同意取得等につながるものと考えられる。

各府省からの第 1 次回答

共有地の代表者の選任については、平成 29 年の改正により、「それぞれ共有者の全員によって代表者を選任する。」と規定している(法第 113 条の2第4項)。

また、平成 31 年には、代表者の選任方法の改善として、「共有地の「人数」の過半を占め、かつ、共有物に係る「持分」の過半を有する共有者によって選任された代表者も認める。」ことを一問一答により、明確化しており、これ以外の選出方法の場合では、他に優位な者が選任される可能性があることから、代表者として認めることは適当でない。

御提案にある具体的な支障とされている内容(共有者が行方不明の場合、代表者選任後の共有者死亡の場合、話し合いは行われたが少数の反対により合意に至らなかった場合)については、不在者財産管理人制度を活用する等し、共有者間の合意を得ることを引き続きお願いしたい。

なお、本件にかかる支援については、引き続き検討してまいりたい。

さらに、今後も現場の声を踏まえながら「共有地の代表制についての一問一答」の未定稿を削除し農水省のホームページに掲載することで、事業主体や国民に広く周知を行い、土地改良事業における同意取得や事業の完了に支障がないよう取り組みたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

未定稿である「共有地の代表制についての一問一答」が、定稿のものとして今後農林水産省のホームページに掲載されれば、農林水産省の公式見解として共有地の関係者にも周知が可能となり、共有者の早期合意形成が見込まれるため、早期に掲載を進めていただきたい。

本提案では、どのような場合に、「共有者の「人数」の過半を占め、かつ、共有物に係る「持分」の過半を有する共有者によって選任された代表者」とする選任方法をとって良いか、その例外を適用できる場合についての明確化も求めていた。貴省からの回答はなかったが、例外を適用できる場合について、何ら制限はないということ为好いか。

また、例外となる選任方法について、共有物に係る「持分」の過半を有する共有者によって選任されれば共有物の権利との関係では足りるので、共有者の人数の過半を満たす必要はないのではないかと。

共有地の代表者の選任に当たっては、共有者が所在不明等で代表者が選任できない場合、不在者財産管理人制度（以下、「管理人制度」とする。）を活用すること等の回答をいただいたが、管理人制度を利用するにも一定の手続きが必要であることから、更なる事務の煩雑化が懸念される。過去に管理人制度を適用している事例等があればご教示いただきたい。

また、未定稿である「共有地の代表制についての一問一答」では、所在不明等により意思が確認できない者がいる場合の対応についての記載があり、これに基づいて実務は進められていることから、この実情を踏まえていただいた上で、管理人制度の活用に関しては、現行の実務に影響がないよう、慎重に検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

共有地の代表制に係る一問一答をHPに掲載することについては、早急に対処したい。

共有者の代表者は、本来、共有者全員の話し合い等により選任されることが望ましいが、共有者の一部に不在者が居るなどの理由により共有者全員での選任ができない場合の例外として、共有者の「人数」の過半を占め、かつ、共有物に係る「持分」の過半を有する共有者によって選任された代表者の選任も有効なものとしている。よって、共有者間により選任された代表者の選任方法については制限があるものではない。

提案者が求めている共有者が遠隔地で面識のない者、話し合いができない者への対応等については、一問一答に追記する形で整理したい。

また、「人数」の過半については、土地改良事業における事業参加者の同意の意思表示や議決権の行使が、面積等の大小に関わらず権利者すべてが平等に個々一個の議決権を有するとされていることから「人数」も要件としていることをご理解願いたい。

なお、不在者財産管理制度については、ほ場整備による換地計画上のいわゆる不換地、特別減歩等の特別同意は、権利者全ての同意が必要であり、こうした共有地に対する活用が考えられるので必要に応じて対応願いたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(2)土地改良法

(i)共有地等に係る共有者等の代表者の選任(113条の2第4項)については、共有者の一部の所在が不明な場合などの共有者等全員による選任が困難な場合の選任方法を明確化し、その旨を地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省農村振興局土地改良企画課長通知)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

122

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可の緩和

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、当該事業予定地に荒廃農地でない農地が一部含まれる（荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えないものに限る。）としても、事業予定地全体で10年間の一時転用許可を可能とするよう、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知)を改正すること。

具体的な支障事例

荒廃農地を活用して営農型太陽光発電設備を設置する場合、10年間の一時転用許可が認められている。しかし、事業者が荒廃農地であると考えて営農型太陽光発電設備の設置を検討する地域であっても、荒廃農地と荒廃農地の間などに荒廃農地でない農地が含まれていることが多く、こうした地域において、営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可を受けるためには、①荒廃農地だけで10年間の許可申請を行う、②荒廃農地とそれ以外の農地をあわせて3年間の許可申請を行う、③荒廃農地とそれ以外の農地をそれぞれ10年間で3年間で許可申請を行う、という3つのパターンが考えられる。しかし、①は、営農型太陽光発電設備を設置できなかった農地が荒廃農地になるリスクが高いまま残されることが懸念される。②は、3年間の許可期間では銀行からの融資が受けられず営農計画及び発電計画が頓挫してしまう事例があり、かつ、3年ごとに行政書士に依頼し、申請を行うことが事業者にとって大きな負担となる。③は、事業者にとって申請手続が煩雑となるほか、3年間の許可申請部分が再許可が得られない場合に一体的な土地利用に支障が出るのが懸念される。したがって、平成30年に荒廃農地の一時転用許可期間が10年間に見直されたものの、これまで数件相談があったが、現実的には活用できていないのが実情であり、今後も同様の事例が生じることが想定される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者の利便性向上に資するとともに、一体的な土地利用が可能となり、農地が荒廃農地になるリスクが軽減されることが期待される。また、農地転用許可権者の負担が軽減される。

根拠法令等

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成30年5月15日農村振興局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、川崎市、豊田市、京都市、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

営農型発電設備の下部の農地について、同一の事業につき荒廃農地と荒廃農地以外の農地が存する場合の一時転用期間の取扱いについては、当該下部の農地の大半が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地と荒廃農地以外の農地が連坦しており、これらが一団のまとまりを有する場合には、荒廃農地を再生利用する取組として取り扱い、荒廃農地以外の農地も含めて、10年以内の一時転用期間とすることを可能とすることとする。
このため、必要な通知の発出等の措置を講じる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県としては、経営耕地(荒廃農地以外の農地)の範囲を、荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えない場合を想定しているが、1次回答中の「農地の大半が荒廃農地を再生利用するもの」とはどのような場合を想定されているのか御教示いただきたい。
また、本案件は荒廃農地の再生利用の観点から、早期に実現していただきたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○荒廃農地以外の農地を一部含む場合の具体的な考え方を早急に検討し、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。
○「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱い(平成30年5月15日農村振興局長通知)」が技術的助言であることを、当該通知において明確にすべきではないか。

各府省からの第2次回答

第1次回答における「農地の大半が荒廃農地を再生利用するもの」とは、一団のまとまりのある農地のうち荒廃農地の面積が2分の1を超えている場合であって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合を想定している。
なお、本件については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知)の改正において技術的助言として明確化することとし、令和3年度末の改正を予定している。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】
(9)農地法(昭27法229)
(i)農地転用許可(4条1項及び5条1項)については、令和3年度中に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平30農林水産省農村振興局長)を改正し、以下の措置を講ずる。
・一団の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化する。
・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

123

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農作物有害動植物防除実施要綱が技術的助言であることの明確化

提案団体

長野県、福島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

植物防疫法第6章に基づいて都道府県が行う有害動植物の防除について、農作物有害動植物防除実施要綱(以下、「要綱」という)が示されているが、当該要綱はあくまでも技術的助言であることから、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針の策定や市町村計画の策定等が義務付けられていないことを明確化することを求める。

具体的な支障事例

当県は要綱に基づき都道府県防除実施方針を策定しているが、県内における有害な病害虫の増加、栽培品目・気象・地理的条件が多岐に渡っているため、防除の考え方や農薬の適正使用と被害防止への注意喚起等を示す程度に留まっており、策定のメリットが乏しい。

また、要綱上、市町村は、都道府県防除実施方針に即して防除実施計画を策定することとなっているが、当県においては水稻や一部の果樹のような共同防除を実施する場合の防除主体はJA等の民間団体、また、それ以外の農作物の防除主体は生産者個人であることから、市町村が主体となって防除を計画・実施しておらず、実態と乖離したものとなっている。

上記の現状にもかかわらず、現在まで当該要綱の位置づけや運用について農林水産省から十分な周知がなかったことから、当県は要綱に従う義務があるものと認識し、毎年、県内市町村に対し、市町村防除実施計画の策定とその計画に基づく実績報告を行うように依頼し、当県はその取りまとめを行うという、防除の実態に合わない事務作業が発生している。

(参考:具体的な事務量)

- ①市町村への計画・実績作成の依頼 6時間程度
- ②市町村からの問い合わせへの対応 3時間程度
- ③市町村への提出状況の確認 8時間程度
- ④提出のあった計画・実績のとりまとめ 5時間程度
- ⑤庁内担当課への提出決裁 2時間

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

農作物有害動植物防除実施要綱に定められた措置が地方公共団体に義務付けられたものではなく、技術的助言であることを明確化することで、地方公共団体は、地域の実情に応じた防除事業に注力することができる。

根拠法令等

農作物有害動植物防除実施要綱
農作物有害動植物防除実施要綱の運用について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、富山県

○要綱において、市町村は都道府県防除実施方針に即して防除実施計画を策定することとなっているが、市町村が主体となって防除を計画・実施しておらず、実態と乖離している。

○農作物有害動植物防除実施実績及び計画については、気象や病害虫発生状況が毎年度異なり、その策定等にあたっては高度な専門技術等を有する等の理由から、市町村からの報告内容が実態と乖離している箇所が見受けられる。また実施要綱では市町村実施計画については関係農業等へ周知徹底させるものとしているが、実態と乖離のある計画内容を周知することとなり、効果的な防除につながらず、策定や周知のメリットが乏しくなっている。さらに、提案県の記載のとおり、上記の背景があるにも関わらず、防除の実態に合わない事務作業が発生している。

○平成 14 年度に農政局に照会し「要綱でひな形を示したもので、実施するか否かは都道府県の裁量に任されている」との説明があったことから、当県では市町村に計画の策定を求めている。

各府省からの第 1 次回答

植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)第 29 条に基づき、都道府県は、その地域内の農業生産の安全と助長を図るため、有害動植物の防除等を行うことができることとされています。一方で、有害動植物は一都道府県の区域を超えてまん延することもあるため、都道府県による防除が円滑に行われるよう、技術的助言を行っています。

本要綱についても、この一環として作成されたものであることから、御指摘を踏まえ、技術的助言であることを明確化します。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答のとおり、農作物有害動植物防除実施要綱が技術的助言であり、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針の策定や市町村計画の策定等が義務付けられていないことを当該要綱の改正により、速やかに明確化していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

御見解を踏まえ、本要綱が技術的助言であることを明確化するための通知を速やかに発出することといたします。

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(4) 植物防疫法(昭 25 法 151)

農作物有害動植物防除実施要綱(昭 47 農林水産事務次官)で都道府県の行う防疫(29 条から 33 条)に関する措置として策定することとされている都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和 3 年 10 月 27 日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

135

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

公共事業等施行状況調査等の簡素化

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

地方農政局から毎月依頼される公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査の簡素化(調査の廃止、調査事項の削減、調査頻度の軽減等)を求める。

具体的な支障事例

毎月、地方農政局から国庫補助事業等に関して内容が重複する調査が2種類行われているため、都道府県にとって大きな事務負担となっている。

具体的には、地方農政局会計課から、毎月「公共事業等施行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計7人)が調査票の作成作業等を行っている。

また、地方農政局各事業担当課からも、毎月「事業執行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計4人)が県出先機関の担当者(計22人)から事業実施地区ごとの執行状況の報告を受け、取りまとめ作業等を行っている。

上記2つの調査は重複する事項(予算額、交付決定額、契約額、支出額)も多いため、二重に調査を行う必要はないと思われる。また、特に「事業執行状況調査」においては、「公共事業等施行状況調査」よりも調査区分が細分化(事業毎)されており、調査に対応する職員の負担が大きく、毎月報告を求める必要があるか疑問である。

地方農政局からは、ダブルチェックのため類似する2つの調査を依頼していると聞いているが、法的根拠が明らかでない調査のために、都道府県に過大な事務を行わせることは不合理である。

したがって、都道府県の事務負担を軽減するよう、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要最小限とするよう簡素化を求める。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査の簡素化により、都道府県事務の負担が軽減される。

根拠法令等

毎年3月に財務省(主計局)から関係各省庁に通知される「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について」

上記調査のため、地方農政局が上乗せで行っている事業執行状況調査

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形県、茨城県、新潟県、富山県、長野県、京都府、大阪府、島根県、長崎県、大分県、宮崎県、延岡市

○地方農政局会計課が実施している「公共事業等施行状況調査」は、国費ベースでの回答が求められている。補助率等が地区ごとに異なり、国費相当額を算出する作業をこの調査のためだけに毎月行っている状況である。

○地方農政局会計課から「公共事業等施行状況調査」、地方農政局各事業担当課から「事業執行状況調査」が毎月依頼されている。地方農政局各事業担当からの調査は担当課ごとに異なっており、統一を図っていただきたい。

○「事業執行状況調査」は、地域機関を含め多くの職員が集計作業に関わっており、かつ、調査項目も細かいことから毎月の集計作業の負担が大きい。「公共事業等施行状況調査」も複数名が集計に関わっており、特に年度当初の繁忙期においては負担が大きい。重複調査の廃止を含めた調査項目及び調査回数の精査により、大幅な負担軽減と事務の効率化が見込まれる。

○当県も同様に2種類の調査に対応している状況であり、簡素化が可能であれば事務負担の軽減につながると考える。

○当県においても重複する2種類の調査が大きな事務負担となっているため、要望する。調査はどちらかとし、農政局内で事業課と会計課の情報共有を求める。また調査頻度も毎月ではなく、四半期毎など事務負担の軽減ができないか。

○毎年4月から行われ、交付決定前のものまで対象に含まれており、事務負担が大きい。補助金適化法で定める遂行状況報告(4半期ごと)に実施されればよいと考える。

○当県においても、同様に事務負担の支障となっていることから、簡素化を求めるものである。

各府省からの第1次回答

農林水産省の事業には、TPP 対策をはじめ、農家等の経営基盤に直結する事業も多く、国民からの関心も高くなっている。

こうした中、国の施策に基づく各事業の執行状況を、事業執行状況調査により定期的に調査し、把握しておくことは、予算の早期執行や、当年度以降の予算編成に活かす観点からも重要かつ必要なものと考えている。

その上で、公共事業等施行状況調査と調査内容等が重複しているものについては、作業様式の統一化等をはかり、自治体における事務負担軽減について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

作業様式の統一化等に当たっては、地方自治体の意向を踏まえた上で、重複する調査の一方を廃止することを含め、真に必要な調査事項に限定するなど、可能な限り項目等の簡素化を検討していただくとともに、調査頻度の低減についても検討していただきたい。

また、調査に当たっては、コスト意識をもって不断の見直しを行い、地方自治体に過大な事務負担を強いることがないように努めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

作業様式の統一化に当たっては、十分に検証を行い、統一化を図ることとする。また、地方自治体に調査依頼する際、調査項目を限定するよう各農政局等にも周知徹底する。

さらには、事業執行状況調査については、年4回程度とするなど、作業頻度についても見直すこととする。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(25) 公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査

農林水産省が行う公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を

軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を図る。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

136

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金の要望調査の運用改善

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に関する要望調査について、都道府県が事業実施の検討期間を十分確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める。

具体的な支障事例

当該交付金に関する都道府県への要望調査は、農林水産省から地方農政局を経由して都道府県に対して照会があるが、照会スケジュールが非常に短く、対応に苦慮している。

具体的には、当該交付金の要望調査は、県庁関係機関、市町村、農場など照会先(事業実施主体)が多方面にわたる中で、照会先(事業実施主体)においても見積書作成等の時間を確保することができず、結果として要望なしと回答せざるを得ない場合もある。

また、県の事務処理期間が短いため、現場との十分な調整ができず、利用促進につながっていない。

なお、本件については、農林水産省から地方農政局に当該交付金の情報が届いた後に、地方農政局内部の決裁に時間がかかり、照会スケジュールが短くなると聞いており、国側の内部手続きを理由として、真に必要な事業について交付金を申請できなくなることは不合理と考える。

(令和2年5月の要望調査の場合の例)

- ・5/19 地方農政局から県に照会
- ・5/22 県から地方農政局への提出締切り

※ 締切りまでの期間が短すぎるため県内に照会できず、要望なしとして回答

(令和2年7月の要望調査の場合)

- ・7/10 農政局から照会
- ・7/20 県から農政局への提出締切り

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当該交付金に関する要望調査において、都道府県等の事業主体が事業実施の検討期間を十分確保できるように運用を改善することで、事業の適切な実施が促進される。

根拠法令等

消費・安全対策交付金実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

愛知県、京都市、島根県、徳島県、大分県、延岡市

○当県においても令和2年7月の要望調査時に農政局からの照会から提出〆切までの期間が短く、農家への周知期間が十分確保できなかった。このため説明会の開催などの周知方法は採れず、各農家への FAX および電話での案内となった。その為、事業参加について、農家へ即断を求める形となってしまう、不参加となった農家も認められた。

○当該交付金の照会スケジュールは非常に短く、そのため、事業実施主体が事業の必要性や内容を十分に検討することができず、利用促進につながっていない。また、当該交付金は県予算の予算措置が必要なため、実施主体の要望内容を県が精査する時間も必要である。

○提案県記載のとおり。(令和2年12月の要望調査の例)

令和2年12月8日農政局から要望調査、令和3年1月13日事業内容の詳細判明、同日県から農政局への提出締切

各府省からの第1次回答

消費・安全対策交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)第6の2の特別交付型交付金に係る要望調査につきましては、地方農政局等に対する十分な調査期間を確保すべき旨の事務連絡の発出及び都道府県等に対する事前情報提供の適切な実施により、事業実施の判断に必要な検討期間が確保されるよう努めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

消費・安全交付金(特別交付型交付金)が有効に活用されるよう、本省から地方農政局に対して、事業実施主体が十分に事業を検討できる調整期間を設定することが徹底されるよう事務連絡の発出をお願いするとともに、都道府県等に対しては、地方農政局から遅滞なく情報提供して下さるようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

御見解を踏まえ、地方農政局等に対して十分な調査期間(原則2週間程度)を確保すべき旨の事務連絡を本年10月中に発出するとともに、地方農政局等から都道府県等に対して事業の予算額や要望調査に係るスケジュール等を時間的余裕をもって事前に情報提供することいたします。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】

(21)消費・安全対策交付金

消費・安全対策交付金の特別交付型交付金については、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、要望額の調査期間を十分確保するとともに、事業の予算額など参考となる情報を、可能な限り早期に地方公共団体に提供する。

[措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局総務課長通知)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

185

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権により使用している農地の所有権移転に係る許可要件の緩和等

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

認定農業者等の担い手が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権に基づき営農している農地が売買される場合において、当該担い手が当該農地につき所有権移転後も利用権の設定を受け、営農を継続することが確実なときには、購入予定者が農地法第3条第2項第1号で定める全部耕作要件に該当しない場合でも所有権移転が認められるよう、制度改正を求める。

具体的には、上記のようなケースを農地法施行令第2条の不許可の例外事例として加えることや、農地法第3条の許可不要事例として加えることを求める。

具体的な支障事例

本市では、担い手の育成・支援により、農地利用の最適化を図っているが、認定農業者が利用権に基づき営農している農地について、現所有者の意向により、隣接する他の農地や宅地を含めて第三者へ売却することとなった。購入予定者は、当該農地の一部を自ら耕作する意向であるが、その他の農地については当該認定農業者に引き続き耕作してほしいと考えており、当該認定農業者も耕作の継続を希望している。

このケースでは、引き続き、当該農地を耕作意欲のある者が耕作することになり、農地の効率的な利用が見込まれ、農地法の趣旨に適用にもかかわらず、購入予定者が農地法第3条第2項第1号で定める全部耕作要件（所有権を取得しようとする者がその取得後において耕作すべき農地の全てを効率的に利用し耕作すること）を満たさないために所有権移転を許可できず、支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認定農業者等の経営の安定や、当該農地の維持・継続が図られることになり、農地法はもちろん、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理法などの関係法令の趣旨にも適合する農地の保全、有効活用の推進が期待できる。

根拠法令等

農地法第3条、農地法施行令第2条、農業経営基盤強化促進法第18条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊田市

—

各府省からの第1次回答

農地は、国の農業生産の基盤であるとともに、地域における貴重な資源である。
このため、農地法では、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を効率的に利用する耕作者による権利取得を促進する措置等を講じているところである。
具体的には、農地の権利移動の許可に当たっては、取得する農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと等を要件とし、農業を行わない農地の買入れは投機目的に供される懸念があるため認めていないところである。
御指摘の事例は、取得する農地の一部でしか耕作を行わない者による農地の権利取得であり、これを許可することは、農地法の趣旨に相反するものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市では、認定農業者及び認定新規就農者の経営農地の約4分の3で、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権が設定されており、所有権以外の権利に基づく営農が広がっている。
その背景には、既存農家が高齢化し、後継者不足により離農せざるを得ない状況があると考えられ、農地を売却するために、認定農業者等の意図に反して更新が拒絶されることが懸念される本件のような事例は増加していくものと考えられる。
現行の農地法の運用の中で、こうした事例に対応するには、認定農業者等による耕作地の購入が必要であるが、経営上の事情等から必ずしも対応できるものではない。
農地は国の農業生産の基盤であり、地域における貴重な資源であるという考えの下、今後とも認定農業者等による安定的かつ効率的な農業経営の持続を図り、農地利用の適正化を推進するためには、営農の実態に即したきめ細かな制度の見直しが必要と考えており、ぜひとも所有権移転の際の全部耕作要件の見直しを検討いただきたい。
なお、現行において、農業生産法人による耕作の継続を条件に、構成員間の農地の所有権の移転を認めるとの運用(※)もあることから、本件事例に係る見直しも農地法の趣旨を逸脱するものではないと考えている。
また、投機目的による農地の権利取得につながる懸念について、本件のように認定農業者等が引き続き耕作するとともに、購入予定者も農地の一部を耕作する場合には当たらないものとする。
※平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産省事務次官通知3法第3条第2項第1号(4)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
農地の所有権移転に係る農業委員会の許可要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

各府省からの第2次回答

農地の権利移動の許可に当たっては、取得する農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと等を要件とし、農業を行わない農地の買入れは投機目的に供される懸念があるため認めていないところである。
御指摘の事例は、取得する農地の一部でしか耕作を行わない者による農地の権利取得であり、これを許可することは、農地を自ら耕作する者に限って権利取得を認めるという農地法の趣旨に相反するものと考えている。
なお、御指摘の農地所有適格法人の構成員間での所有権移転については、構成員がその法人の耕作の事業に従事しているという点に着目して例外的に認めているものであり、取得する農地の一部でしか耕作を行わない者による権利取得を認めているものではない。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

都道府県漁業調整規則の認可制度の簡素化

提案団体

高知県、徳島県、愛媛県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

都道府県漁業調整規則の変更の内、法制執務に係ること等については、同規則の認可の際、都道府県の裁量を広く認めること(国の規則例が技術的助言であることの明確化を含む)を求める。

具体的な支障事例

都道府県漁業調整規則については、全国統一的に一定の水準を確保することを目的として「都道府県漁業調整規則例の案の送付について(令和2年1月22日付け水産第1956号水産庁資源管理部管理調整課長通知)」により、水産庁から都道府県漁業調整規則例が示されている。各都道府県においては、当該規則例を基に各都道府県が漁業調整規則案を作成し、農林水産大臣の認可を受けて定めることができるとされている。しかしながら、各都道府県が漁業調整規則を法制執務上適切と考える用語等に修正しようとしても、漁業法等の文言と完全に一致していないといった理由から、修正が基本的に認められていない。このため、法制執務上適切とは言えない法文の使用を強いられることとなり、解釈次第では内容に疑義が生ずるおそれもあるといった問題があるが、修正しようとする場合は水産庁と数十回やりとりが必要となるため、非常に負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事務負担が軽減されるとともに、都道府県が自らの例規として、住民に説明することができるようになる。

根拠法令等

漁業法第119条、水産資源保護法第4条、都道府県漁業調整規則例の案の送付について(令和2年1月22日付け水産庁資源管理部管理調整課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、兵庫県、島根県、山口県

○水産庁と本団体文書担当との調整に非常に手間、労力、時間を要するため。
○漁業法改正に伴い、当県においても令和2年度に兵庫県漁業調整規則の全部改正を行ったが、その際、多大な労力を費やした。
その一因は、水産庁による事前協議の偏重にあると考えており、提案県の事例もその中で発生したものと推察する。
具体的には、事前協議後の修正は軽微なものを含め一切の修正を認めないとの方針の下、規則例との徹底し

たすりあわせが行われている。

しかし、結果として、規則例どおりでない部分も含めて認可されており、規則例と併せ、事前協議の位置づけ、あり方を再考してもらいたい。

各府省からの第1次回答

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)においては、都道府県ごとに、操業実態や漁業調整の実態が異なることを踏まえ、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物の採捕の禁止等について法第57条第1項並びに法第119条第1項及び第2項に基づき、法定受託事務として各都道府県の規則を定めることができることとしており、これに基づき、各都道府県知事が漁業調整規則(以下「規則」という。)を定めている。また、法第57条第6項及び法第119条第7項の規定により、規則の制定又は改廃に当たっては、農林水産大臣の認可を要することとしている。このように、都道府県が規則の制定を行えることとしているのは、複数の都道府県の領域をまたがって漁業が営まれている性質、都道府県の領域を超えて移動する水産動植物の性質、さらには、水面における都道府県の境界が確定していない実態をも踏まえ、その内容は、広域的な資源管理に影響を及ぼし、また、複数の都道府県の漁業調整問題を招くおそれがあることから、第1号法定受託事務として、都道府県の事情も踏まえつつ都道府県に国の事務を行わせることが適当であるとの判断によるものである。したがって、規則の制定内容については、都道府県に完全な裁量があるわけではないため、その制定又は改廃に当たっては、農林水産大臣の認可にかからしめているものである。

このため、規則の大臣認可に当たっては、これまでも、都道府県漁業調整規則例と照らし合わせながら、認可の基準に沿って審査をしている。仮に都道府県漁業調整規則例と異なる文言や規定を含む規則であっても、認可の基準に適合すると認められる場合には、これまでも都道府県の裁量を認め、認可を行っているところである。(別紙あり)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答に述べられている法定受託事務及び大臣認可のあり方について異議を述べているものではありません。

「都道府県漁業調整規則例」中に、漁業法と条文構造が違うにもかかわらず同じ文言を用いられているため、「及び」や「又は」といった接続関係等に疑義がある箇所があります。また、細かい規定ぶりが異なっても趣旨は変わらず許可基準に照らして問題がないと思われる規則案でも、都道府県漁業調整規則例どおりでなければ認められないなど、その調整のために数十回やりとりが発生し、負担が生じたものです。

その際に、法どおりの文言を県の規則とするのは問題がある等の理由で是正しようとしたところ、こうした法制上の文言修正についても、「都道府県漁業調整規則例は法務省と調整しており、問題がないため文言の変更は認められない。」との回答で、あくまで参考という位置づけであるはずの都道府県漁業調整規則例と一言一句同じでなければならないという指導を水産庁の担当者から受けた経緯があり、こうしたやり取りは、漁業調整規則の改正のたびに繰り返される状況にあります。

そのため今回提案しているのは、本来調整すべき規則の制定内容とは関係のない法制上の文言修正について、その修正を認めてもらうための調整に費やす多大な労力と時間の負担の軽減についての改善を求めるものです。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第一次回答でも述べたとおり、これまでも、都道府県漁業調整規則例(以下「規則例」という。)と照らし合わせながら、認可の基準に沿って審査をしているところであり、仮に規則例と異なる文言や規定を含む規則であっても、認可の基準に適合すると認められる場合には、都道府県の裁量を認め、認可を行っているところである。

規則例は、漁業法(以下「法」という。)に規定されている知事許可漁業の許可手続や規制に関する規定についても、規則を見た漁業者等が適切に理解できるよう、確認的に定めている。当該規定については、法の規定が

直接適用されるため、法の規定と異なる文言を使用するなど法との関係で疑義が生ずるものがあるはず、提案団体からの指摘は、このような規定に関するものと考えられる。
規則は、都道府県が定める規定と、法で規定されている条項を確認的に記載している規定の両方が含まれる構造であるが、法で規定されている条項を確認的に記載している規定については法の規定と異なる文言を使用してはならない旨、また、法の趣旨に照らして疑義のある規定を設けることができない旨等の認可基準の具体的な考え方について、都道府県担当者に対して、改めて説明を行うこととし、今後の規則の改正手続きを円滑に行い、都道府県の負担を軽減することとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(3) 漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313)

都道府県が漁業調整規則の制定及び改正(漁業法57条4項及び119条2項並びに水産資源保護法4条1項)に当たって参考とする都道府県漁業調整規則例(令2水産庁長官)については、都道府県の円滑な事務の実施に資するよう、その解釈を明確化し、改めて都道府県に令和3年度中に周知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し

提案団体

愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町

制度の所管・関係府省

農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

土壤汚染対策法第4条に基づく届出に係る同意について、土地改良事業の実施に係る同意書で代替可能とする。

具体的な支障事例

土地の形質変更の対象面積が3千㎡を超える事業地区について、土壤汚染対策法(以下、法)第4条第1項に基づき届出を行う必要があり、土壤汚染対策法施行規則(以下、規則)において、届出者が土地の所有者でない場合は土地の所有者等の全員の同意を書面で提出するよう定められているが、近年相続により関係人調査等に時間を要する事案が多発しており、届出に時間を要する大きな要因となっている。

一方、土地改良事業を実施する農業振興地域では、土地利用に制限があることから、これまで当県において特定有害物質による汚染状況調査が必要とされる場合(法第4条第3項)は無く、使用しない同意書の徴取が負担となっているのが実情である。

規則で提出を求める同意書は、土地の形質の変更が行われる場合に指定調査機関等が土壤汚染状況調査を行うことの同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて知事に対し提出することの同意が目的であるが、土地改良事業においては、既に事業実施の際に土地改良法に基づき同意を徴集し事業を実施しており、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実態がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地改良事業計画の同意書を法4条1項の同意書を含むものとして取り扱うことで、早期の事業実施地区の把握及び土壤汚染状況調査の要否の決定、届出に係る同意書徴集事務の簡素化、土地の形質変更の届出の迅速化・簡素化に資する。

根拠法令等

土壤汚染対策法第4条第1項、土壤汚染対策法施行規則第23条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形市、茨城県、川崎市、長野県、豊橋市、豊田市、滋賀県、寝屋川市、鳥取県、徳島県、久留米市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

○土地改良事業において、土地改良法に基づき事業実施の同意を徴集し、事業実施に伴う一連の調査等に対

して既に了解を得ている実態があれば、それを同意書の代替とすることで、届出の迅速化・簡素化は期待できる。

○当市においては農業振興地域での大規模な土地の形質の変更の事案により問題となることは想定されないところである。なお、土地利用に制限があることから土壤調査が必要とされる場合がなく、土地改良法に基づき土地の形質の変更を行うことの同意が事実上得られているのであれば、提案のとおりの変更を行うことでも土壤汚染対策法の趣旨に沿う運用が可能であることから、現行の地方分権のルール範囲においても、地域の実情に応じた自治体の判断により、提案のとおりの変更を行えるものとする。

○土壤汚染対策法の同意書は、当該土地の所有者等に当該土地の形質の変更の実施について、同意を求めるものである。そのため、土地改良事業の実施に係る同意書が、その内容を満たしているのであれば、代替は可能だと考える。

○現制度でも工事の請負契約書等で代替可能と考える。

各府省からの第1次回答

土地改良法に基づく同意は、国営・都道府県営事業の場合は農家等の申請人(市町村等営事業の場合は市町村等)が土地改良事業計画の概要等について、事業参加資格者(原則として農地の使用収益権者。必ずしも所有者とは限らない。)から徴集し、3分の2以上の同意をもって国営・都道府県営事業を行うことを事業主体に申請(市町村等営事業の場合は事業主体が土地改良事業を行うことを発意)するための手続である。

土壤汚染対策法第4条において求める同意書については、必ずしも新たに同意書を作成する必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りるため、例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる。このことについては「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において周知しているところである。

土地改良事業実施に係る同意書についても、都道府県等の判断により上記のような通知の趣旨を踏まえ土壤汚染対策法第4条第1項に関する同意の確認に使用することは、妨げるものではない。

なお、土地改良法に基づく一連の手続により、適法に成立した土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面(事業計画決定の公告文等)についても、土壤汚染対策法第4条第1項に関する同意を証する書面として扱うことが可能と考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

土壤汚染対策法第4条において求める同意書について、事業実施者及び保健所等に対して、「新たに同意書を作成する必要はない」ケースの解釈範囲が明確化されておらず、これまで届出のために改めて同意書を徴集している状況である。

回答の「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において、同意書に代替するものとしては、『当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書に代るものとして、「土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類(所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し)」が想定される』と記載されており、土地の形質の変更の実施について所有者の意向・関係性が明確なものであれば、同意書と見なせる意図であると理解できるものの、回答の後段でお示しいただいた土地改良事業実施に係る同意書、土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を含む事については、現状では理解が及び難いと思慮する。

今回の提案について、土地改良事業実施に係る同意書、土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を、同意を証する書面として取り扱うことが可能なのであれば、その旨を例示等として通知等で明確化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

第一次回答で示したように土壌汚染対策法第4条第1項において求める同意書については、必ずしも新たに同意書を作成する必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りる。

土地改良事業実施に係る同意書や土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を同意を証する書面として取扱うことについて、例えば「土壌汚染対策法に関する Q&A」へ具体的に記載するといった対応を検討することは可能と考える。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(17)土壌汚染対策法(平14法53)

一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:環境省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

213

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る議会の議決手続の見直し

提案団体

那須塩原市、さくら市、高根沢町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。

具体的な支障事例

土地改良法に基づく災害復旧工事については、国や都道府県がこれを行う場合には、農業者の申請によらないという点では市町村営事業と同じであるにもかかわらず、議会の議決を要せず応急工事計画を定めて実施できる。一方、市町村が災害復旧工事を行う際には「市町村の議会の議決を経て」応急工事計画を定めて実施する必要があることとされている。

・法定の議決事項であることにも鑑み、当市では地方自治法第179条の規定に基づく専決処分にはよらず、議決を経たうえで災害復旧工事に着手してきたが、議会手続には1～3か月を要すること

・工事の内容は基本的には原形復旧であり、審議において意見が割れることは通常なく、当市では否決となった例がないこと

・議会では当該応急工事計画に係る予算も議決しており、工事内容の当否は予算の審議でも議論することができること

・都道府県が土地改良法に基づき行う災害復旧工事は、市町村が行う災害復旧工事と同じく、農業者からの申請によらないにもかかわらず、市町村の場合に限り議会の議決を経ることとする理由はないと考えられること

・応急工事計画は、通常事業とは異なり、公告や異議申出が省略されていること

・議決を得た応急工事計画の変更についても再度議決を得る必要があること

から、迅速な災害復旧の観点から、市町村が行う災害復旧工事に際しても議会の議決を不要とすべきと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民の安全や営農再開のための早期の災害復旧工事を迅速に実施することが可能となる。

議決が不要となることで、議決に向けた関係機関との調整業務が減ることとなり災害対応の強化を図ることができる。

根拠法令等

土地改良法第96条の4、第87条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

那須烏山市、芳賀町、壬生町、那須町、下呂市、相模原市、新潟県、浜松市、熊本市、延岡市、鹿児島市

○土地改良法に基づく災害復旧工事については、同法第 96 条の 4 の準用規定により、市町村が災害復旧工事を行う際には「市町村の議会の議決を経て」応急工事計画定めて実施する必要があることとされている。

- ・議会手続には1～3か月を要すること
- ・議会を得た応急工事計画の変更についても再度議決を得る必要があること

から、迅速な災害復旧の観点でいえば遅いと言わざるを得ない。これは当町だけでなく多くの市町村も共通して感じていると思われるので当町も議会の議決を不要とすべきと考える。

○近年、自然災害が頻発する一方で、県内の市町村職員は減少しているため、議決手続きの見直しにより、迅速な災害復旧工事を実施できる。

○迅速な災害復旧の実施の観点から、当市としても同調する。

○災害復旧工事においては、住民の安全や早期の営農再開のため迅速な対応に努めてきたが、本提案による議決手続きの見直しにより、更なる迅速化が期待できる。

○当市では、平成5年豪雨災害が発生し土地改良法に基づく災害復旧事業を実施しているが、30年近く経過しておりその後土地改良法に基づく災害復旧工事は行っていないため、事例確認が出来ないが、提案の趣旨に賛同する。

各府省からの第1次回答

土地改良法に基づき市町村が行う災害復旧事業については、地域住民の意思を反映させることが、地域の特性を踏まえた適切な復旧につながることから、応急工事計画を定めるときに、住民の代表者（市町村議会議員）の議決機関である議会の議決を求めているところである（第 96 条の 4 において読み替えて準用する第 87 条の 5）。

一方、土地改良法に基づき都道府県が行う災害復旧事業については、一般的には、被災市町村等からの要請等を受けて、都道府県自らが発意して行うことができることとされているが、受益者から当該事業の負担金を求める場合には、受益者の3分の2以上の同意が必要とされている（法第 87 条の 5 及び法第 91 条第 4 項において準用する第 90 条第 7 項）。

以上のことから、事業実施主体の特性により手続の違いを設けているところであるが、当該法手続を見直す場合の市町村への影響を把握した上で、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行、事業主体の違いにより手続にも違いを設けているとのことであるが、災害復旧事業に関しては、都道府県営・市町村営いずれも受益者の申請によらずに行うことができることを踏まえ、議会の議決を不要とするよう、必要な検討を進めていただきたい。

なお、基礎自治体として災害復旧時に地域住民の意思を反映する必要性については十分理解しているが、住民が災害復旧で一番求めるのは迅速な復旧での通常生活の再開であり、原型復旧という原則も考慮すれば、早期復旧の重要性に鑑み、議会の議決は不要であると考えている。

また、たとえ県営事業でも国営事業でも地域の特性を踏まえ、住民意思に即した適切な復旧は当然必要であり、住民意思の反映という観点は、市町村事業だけ応急工事計画に議決が必要である理由としては乏しいと考えている。

その他、応急工事計画の内容は予算審議（例外的な措置である予算の専決処分を含む）においても議会側に説明しており、再度応急工事計画として審議を経る必要はないと思われる。また、当該計画の内容は、原形復旧前後の状況や工法等の技術的細目であり、議会との議決になじむものでもないと思われる。

さらに、道路等の災害復旧の場合は、応急工事計画を策定して議会の議決を経る必要がないため、農地や農業用施設のみ復旧が遅れるという問題もある。

以上より、法定で市町村議会の議決事項とはせず、議決事項とするかは市町村の判断に委ねるべきであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法令の見直しを視野に入れた適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去 10 年間で約 1.5 倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○土地改良法制定当初と異なり、市町村が大規模化していることや水害等が頻発・激甚化しているという社会情勢の変化等を踏まえ、市町村の応急工事計画について議会の議決を不要とすることについて検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○議決を不要とした場合に、新たな手続を設けることは、慎重に検討すべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

提案事項に係る実態を確認するため、内閣府地方分権改革推進室とともに、市町村に対して実態調査を行っているところであり、その結果を踏まえて、法改正も視野に入れて検討することとしたい。

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(2)土地改良法(昭 24 法 195)

(ii)市町村(特別区を含む。)が災害又は突発事故被害のため急速に行う土地改良事業(96 条の 4 第 1 項において準用する 87 条の 5 第 1 項)については、その応急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し

提案団体

鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。

具体的な支障事例

農村産業法(旧農工法)については、平成29年に法改正が行われた際、企業の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえ、都道府県・市町村が各計画を策定することとされた。

そのため都道府県は、市町村の農村地域産業等導入実施計画(以下「実施計画」という)の意向や実態に合わせて、基本計画を策定・変更することとなったが、当該改正によって基本計画は、都道府県が望む姿やグランドデザインといった観点が薄れたため、その存在意義・必要性が乏しくなっている。

また、法律上は基本計画の策定は任意とされているが、都道府県が基本計画を策定しなければ、市町村は実施計画の策定ができないスキームとなっていることから、都道府県は基本計画の策定が実質的に義務付けられている。

そのため、当県においても、市町村からの具体的なニーズに基づき、この度20年以上ぶりに基本計画を変更しなければならなくなったが、基本計画の存在意義等が低下する中であって、関係機関との調整や国への同意付き協議など、計画変更に要する過大な事務負担が生じる状況にある。

一方で、地方拠点法においては、都道府県が地方拠点都市地域(国の同意付き協議)のみを定め、当該地域内の複数市町村等が共同して基本計画(都道府県の同意付き協議)を作成し、類似の特例・支援措置を受けることが可能となっている。

そのため、農村産業法についても、都道府県は、基本計画によらない手法での調整(導入すべき産業の業種や農用地等の利用調整に関する事項等のみを何らかの形で決定するなど)を行った上で、国の基本方針等を踏まえた市町村の実施計画に対する同意を行うスキームに見直せば、事務負担の軽減を図ることができると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県においては、基本計画の策定・変更に関する事務負担が軽減される。

市町村においては、基本計画に代わる手法による調整が現在よりも迅速に行われれば、実施計画の策定に要する期間の短縮が見込まれる。

根拠法令等

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉県、長野県、滋賀県、岡山県、福岡県

○現行制度では、市町村が、具体的な場所や導入業種を盛り込んだ実施計画を策定する場合、あらかじめその導入業種が県の基本計画に位置付けられている必要がある。そして県の基本計画の策定および変更は国に協議を行う必要があり、結果的に、市町村の速やかな計画策定の支障となっている。

そもそも、法令、ガイドライン、国の基本方針がある中で、更に都道府県が基本計画を策定することは必要性に欠けるものであり、都道府県は、市町村から実施計画策定に向けた協議を受ける中で、それが法令等に即したものとなっているか確認、指摘をする役割を担っている。

○事例として、県内自治体の実施計画に県基本計画にない業種を盛り込むととなったため、基本計画に業種を追加する必要性が生じた。令和2年度に基本計画の変更を行ったが、国への協議等に時間を要するため、その後の実施計画の策定にも時間を要することとなった。

このように、実施計画に基本計画にない業種を盛り込む場合、その都度基本計画の変更が必要であり、事務が煩雑である。また、その結果、市町村での実施計画策定に時間を要している。

○当県では、平成30年3月に基本計画を策定し、今年度に計画の見直しを行う予定である（現在、国の基本方針が示されていない）。

しかし、実際には、基本計画の必要性が乏しい中、計画の見直しには関係機関との調整や国との協議などに多大な事務負担が生じることが予想される。

については、左記の①に記載された方法等での事務負担の軽減を図る必要がある。

○農村地域産業等導入基本計画を廃止することにより、当県においても事務負担の軽減を図ることができる。

各府省からの第1次回答

農村産業法及び同法に基づく国の基本方針（農村地域への産業の導入に関する基本方針、平成29年8月制定）において、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展が図られる業種を、本基本方針や都道府県が定める基本計画等に即しながら、市町村が実施計画において定めることとしている。

都道府県の基本計画は、地域の特性を活かし、その実情に応じた内容を定める役割を果たすものであり、かつ、地域振興に関する計画及び都市計画等との調和を保つ指針となるべきものでもあり、その存在意義は重要であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

基本計画の趣旨が、基本方針を踏まえて農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展が図られる業種を定めることにあるのであれば、都道府県において業種を定めて地域の実情に応じた施策の実施やその他の計画との調和を保つことは、基本計画の策定という手法によらなくとも達成できるものとする。また、市町村が策定する実施計画に対する都道府県による同意付き協議により、実施計画が他の地域振興に関する計画等との調和を取ることとすれば、そうした目的は達成可能であると思われる。

加えて、共同提案団体も含め、多数の県から基本計画の策定が負担であるという意見やその必要性を疑問視する意見が出ていることを踏まえ、都道府県の基本計画の策定の実質的な義務付けを廃止すべきである。

なお、具体的な企業の立地ニーズに基づいて、市町村が実施計画を、都道府県が基本計画をそれぞれ策定する現状では、農村地域への産業導入に関し、都道府県が先導的な役割を果たす効果も期待しにくいと考える。

こうした中、基本計画の頻繁な変更を不要とする観点からは、ガイドライン等の改正による対応も考えられるが、基本計画策定に伴う多大な事務負担は解消されず、基本計画策定という調整手法そのものの必要性に対する疑問が今回の提案の契機であり、計画策定という手法によらない簡易な必要最小限の調整手法を検討すべきである。

農村産業法が求める趣旨・目的を達成しつつ、事務負担の軽減を図るためにも、基本計画の必要性について、今一度検討いただき、法令上の対応を求めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○1次ヒアリングにおいて、市町村の意向に合わせて都道府県の基本計画の変更が必要となる業種選定に関する国の基本方針等を見直す方向で検討するとの説明があったが、提案団体が提案に至った背景は、基本計画の変更に伴う多大な事務負担に加え、法令、ガイドライン、国の基本方針がある中で、市町村の実施計画策定のために都道府県が基本計画を策定しなければならないという調整手法そのものの必要性にある。このため、まずは都道府県の計画策定という手法によらない簡易な必要最小限の調整手法を2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

農村産業法は、3つの目標（導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入目標、農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標、農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標）を同時に達成することにより、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図ることを目的としている。

こうしたことから、都道府県も地域の実情を活かし、その実情にあった都道府県としての目標と目標達成のための手段を定め、かつ農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針として土地利用の調整ルールを定めることを規定しており、目標とそれを達成するための手段を組み合わせた内容を定めることから、他の法令と同様に計画として位置づけられている。

また、本制度は、農村地域に産業を導入するにあたって、税制等の優遇措置とその他の国の支援が措置されていることから同意付き協議の手続きが設けられているとともに、都道府県は基本計画を作成し、目標達成するための措置を講ずる役割も担っていることから、都道府県の役割が地方拠点都市の指定を行うことのみに限られる地方拠点法のようなスキームとすることは困難であるとする。

当省としては、今回の御提案は、現行において基本計画にない業種を実施計画に盛り込む場合、その都度基本計画の変更が必要となり、これが都道府県の事務負担になっていることが背景となっているものと理解しているところであり、本件に対しては、業種選定に係るこうした運用を規定している基本方針やガイドライン等について見直すことで対応して参りたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(13)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)

都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。